

指定管理者制度を導入した施設の 管理運営状況に関する報告書 【平成19年度版】



平成20年7月

茅ヶ崎市

目 次

I 本報告書について

1 目的	1
2 対象となる施設	2
3 報告事項	3
4 対象期間	3

II 指定管理者を導入した施設の管理運営状況

◎ シートの見方	4
----------	---

1 レクリエーション・スポーツ施設

1-1 茅ヶ崎市営体育施設、茅ヶ崎市体育館	6
1-2 茅ヶ崎市屋内温水プール	10

2 基盤施設

2-1 茅ヶ崎市自転車駐車場	12
2-2 茅ヶ崎市駐車場	16

3 文化施設

3-1 茅ヶ崎市民文化会館	20
3-2 茅ヶ崎市美術館	22
3-3 浜須賀会館	24
3-4 海岸地区コミュニティセンター	26
3-5 小和田地区コミュニティセンター	28
3-6 小出地区コミュニティセンター	30
3-7 コミュニティセンター湘南	32
3-8 茅ヶ崎地区コミュニティセンター	34
3-9 南湖会館	36
3-10 鶴嶺東コミュニティセンター	38
3-11 茅ヶ崎市民活動サポートセンター	40
3-12 茅ヶ崎市茶室・書院（松籟庵）	42

4 医療・社会福祉施設

4-1 子どもの家銀河（ぎんが）	44
4-2 子どもの家わいわいハウス	46

4-3	子どもの家わくわくらんど	48
4-4	子どもの家茅っ子（かやっこ）	50
4-5	子どもの家さんぼみち	52
4-6	茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園	54
4-7	茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム	56
4-8	茅ヶ崎市今宿児童クラブ	60
4-9	茅ヶ崎市梅田児童クラブ	62
4-10	茅ヶ崎市浜須賀児童クラブ	64
4-11	茅ヶ崎市浜之郷児童クラブ	66
4-12	茅ヶ崎市小出児童クラブ	68
4-13	茅ヶ崎市小和田児童クラブ	70
4-14	茅ヶ崎市松浪児童クラブ	72
4-15	茅ヶ崎市緑が浜児童クラブ	74
4-16	茅ヶ崎市福祉会館	76
4-17	茅ヶ崎市老人憩の家（皆楽荘）	78
4-18	茅ヶ崎市老人憩の家（浜須賀会館）	80
4-19	茅ヶ崎市老人憩の家（萩園いこいの里）	82
4-20	茅ヶ崎市老人福祉センター	84
4-21	茅ヶ崎市松林ケアセンター	76
4-22	茅ヶ崎市元町ケアセンター	88
4-23	茅ヶ崎市萩園ケアセンター	90

I 本報告書について

1 目的

本市における公の施設※1には、文化施設、スポーツ施設、学校、道路、公園等をはじめ、様々な施設があります。これらの施設の管理については、従来、直営での管理のほか、財団法人茅ヶ崎市都市施設公社等の出資法人その他の団体に管理を委託しており、さらには福祉施設等の一部においては、利用料金制度※2も採用し、市民サービスの向上と効率的な施設管理に努めてきました。

平成15年9月2日に地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）が施行されたことにより、「指定管理者制度」が創設されました。このことにより、公共的団体等だけでなく、民間事業者も指定管理者として公の施設の管理を行うことができるようになりました。

指定管理者は、従来の管理委託制度と比較すると、指定管理者に公の施設の使用許可権限を付与することで、より管理実態に合わせた管理が可能となることや、民間事業者等のノウハウの発揮により、施設機能のさらなる向上が期待できるなど、施設の利用者へのサービスの向上が図られます。また、民間事業者等が効率的に施設管理を行うことにより、管理にかかる経費の縮減等も見込まれます。

本市においても、平成18年度までに、57施設について指定管理者制度を導入してきました。

本報告書は、平成16年度から平成18年度の決算をもとに作成し、本市における指定管理者制度導入施設の管理運営状況を把握するとともに、施設の管理運営における課題を整理し、公表するものです。

今後は前年度の決算の手続き終了後を目処として毎年度公表していきます。

※1 公の施設とは

地方自治法第244条第1項に基づく、「住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設」のこと。体育館、学校、公民館、道路、公園等。

※2 利用料金制度とは

施設に係る利用料金収入を、管理受託者（指定管理者を含む。）の収入とする制度のこと。原則として収入をもって管理費を賄うので、管理受託者の自立的な経営努力が発揮しやすくなる。また、地方公共団体及び管理受託者の会計事務の効率化が図られる。

2 対象となる施設

本市の公の施設のうち、平成18年度までに指定管理者制度を導入した57施設を、本報告書における対象施設としました。ただし、次に掲げる施設については、本報告書ではそれぞれを1施設としてとりまとめました。

本報告書における施設の名称	施設の名称
茅ヶ崎市営体育施設、茅ヶ崎市体育館	茅ヶ崎公園野球場・庭球場
	相模川河畔スポーツ公園陸上競技場・庭球場
	芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場・庭球場
	茅ヶ崎市体育館
茅ヶ崎市自転車駐車場	新栄町第一自転車駐車場
	新栄町第二自転車駐車場
	新栄町第三自転車駐車場
	ツインウェイ北自転車駐車場
	ツインウェイ南自転車駐車場
	幸町自転車駐車場
	共恵自転車駐車場
	駅南口臨時自転車駐車場
	本宿町自転車駐車場
茅ヶ崎市駐車場	茅ヶ崎駐車場
	ツインウェイ自動車駐車場
	東海岸南自動車駐車場
茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム	ふれあい活動ホーム赤羽根
	ふれあい活動ホームあかしあ
	ふれあい活動ホーム第2あかしあ

また、対象施設について、施設の特性に応じて次のとおり区分しました。

- 1 レクリエーション・スポーツ施設
- 2 基盤施設
- 3 文化施設
- 4 医療・社会福祉施設

3 報告事項

対象となる施設について、施設の設置目的や所在地等の基礎的な情報を示した後、施設の管理運営状況に関する次の事項について取りまとめました。

- 1 指定管理業務の履行状況
- 2 サービス提供の状況
- 3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移
- 4 今後の業務改善に向けた考え方

また、上記事項に関する次の資料について取りまとめました。

- 1 利用者数
- 2 管理運営コストの内訳
- 3 使用料収入
- 4 利用者一人あたりのコスト
- 5 常勤換算後の人数
- 6 施設の稼働率

4 対象期間

本報告書の対象となる事業年度は、平成 16 年度から平成 18 年度までとしました。

また、施設によっては、対象期間である平成 16 年度から平成 18 年度の途中で指定管理者制度を導入した施設もあります。このような施設については、管理運営コストの把握に当たって、次の考え方に基づいて計算を行いました。

- 指定管理者制度の導入前

市が当該施設の管理運営のために要する費用を管理運営コストとします。

- 指定管理者制度の導入後

指定管理者が当該施設の管理運営のために要する費用を管理運営コストとします。

Ⅱ 指定管理者を導入した施設の管理運営状況

- 1 レクリエーション・スポーツ施設
- 2 基盤施設
- 3 文化施設
- 4 医療・社会福祉施設

シートの見方

【施設番号 3-12】

当該施設の概要について記載しています。なお、自転車駐車場等のように、シート上は1施設で表記しているが、実際の施設は複数ある場合には、個別の施設ごとの概要を別表にてとりまとめました。

施設名	茅ヶ崎市茶室・書院（松籟庵）		施設所管課	公園みどり課
施設の設置目的	市民の文化及び教養の向上を図るため			
所在地	東海岸北 1－4－50	設置年月日	平成3年11月3日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後4時30分まで。			
建物規模	敷地面積	2,017 m ²	延べ床面積	126 m ²
	会議室等の内容	次の間・書院・水屋、茶室・水屋		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.4.1～H20.3.31	
施設の沿革	平成3年7月より開設。委託から平成18年度に指定管理者制度に移行。			

当該施設の指定管理業務の履行状況について、市の所管課の総括的なコメントを記載しました。

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的である市民の文化教養の向上を図り、茶道等を通じた日本文化の場として使用されるように施設及び庭園の維持管理に努めている。また、茅ヶ崎の観光資源の一つとして市外からも一般来園者が多数訪れる中、利用者の満足度を高める努力をしている。なお、指定管理者とは年2回程度の情報更新・意見交換の機会を設け、協定面・仕様書等に定める業務について相互の確認をし、適正に管理運営が行われている。

当該施設のサービス提供の状況について、市の所管課の総括的なコメントを記載しました。

2 サービス提供の状況

指定管理者となったことで、使用の申請や承認・管理事務が一元化され迅速で細やかな事務処理が行われ、利用者の利便性の向上が図られている。また、利用者からの要請等をふまえた炭点前の実現や座イスの配置、また、空調設備や給湯設備の改善など、サービス・施設の質の向上に努めている。

当該施設の利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移を、16年度から18年度までの3カ年について、右ページの資料に基づき記載しています。あわせて、推移の要因について、市の所管課のコメントを記載しました。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】
利用者数は各年度を通して増加している。要因として、茶道での利用の増加等が挙げられる。平成18年度からは茶室と書院を同時に利用できるように施設の運用を改善した。
【管理運営コスト】
平成18年度より、指定管理者制度導入により、平成17年度まで含んでいなかった小規模の修繕料を入れたことにより支出が増加した。この修繕料を除けば、管理費は平成16・17年度と同程度である。
【使用料】
施設の周知が図られ、茶室利用の増加により、平成17年度の使用料収入と比較すると約35万円の増である。

当該施設の今後の業務改善に向けた考え方について、市の所管課の総括的なコメントを記載しました。

4 今後の業務改善にむけた考え方

これまでの常設の要望箱に加え、アンケート等を実施することで利用者による要望の把握に努め、施設の整備・改修あるいは利便性の向上について随時検討し、実施していくようにしたい。また、今後の指定管理を見据えた中で、美術館との連携や庭園との一体的な利用を含めた指定管理者による自主事業の充実なども検討課題とし、より一層の市民サービスの向上を目指す。さらに、これまでの利用状況から、半日単位の利用や茶室のさらなる利用について周知することで、利用率の向上も図る。

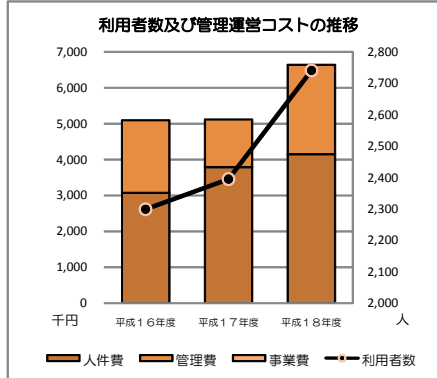
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	2,299	2,395	2,741

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	3,074,926	3,792,731	4,154,457
管理費	2,022,378	1,323,983	2,488,325
事業費	—	—	—
合計	5,097,304	5,116,714	6,642,782



当該施設の利用者数、管理運営コストを、平成16年度から平成18年度までの3カ年について、左ページのコメントの資料として記載しました。(管理運営コストについては、管理形態が管理委託の場合は市が支出したコストを、指定管理者制度の場合は指定管理者が支出したコストを掲載しました。)

また、それらの推移をグラフにて示しました。

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	1,102,000	1,334,000	1,676,500

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	2,217	2,136	2,423

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

当該施設の使用料収入及び利用者一人あたりのコストを、平成16年度から平成18年度までの3カ年について、左ページのコメントの資料として記載しました。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	1	3	1.59

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

当該施設に所属されている職員等及び臨時職員等が、常勤換算後、職員等の何人分に相当するのかを記載しました。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
次の間・書院・水屋	24.50	32.20	44.80
茶室・水屋	9.60	8.50	10.20

$$\text{稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

当該施設の会議室等の稼働率を、平成16年度から平成18年度までの3カ年について、左ページのコメントの資料として記載しました。なお、茅ヶ崎市心身障害児通園施設、茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム及び茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

1 レクリエーション・スポーツ施設

【施設番号 1-1 】

施設名	茅ヶ崎市営体育施設、茅ヶ崎市体育館		施設所管課	スポーツ課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
所在地	別表1-1参照	設置年月日	別表1-1参照	
休場日及び休館日	別表1-1参照			
開場時間及び開館時間	別表1-1参照			
建物規模	敷地面積	別表1-1参照	延べ床面積	別表1-1参照
	会議室等の内容	別表1-1参照		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.4.1～H20.3.31	
施設の沿革	別表1-1参照			

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的であるスポーツの振興を図り、市民が利用しやすいスポーツ施設の環境の整備に努めるとともに、市民の心身の健全な発達に寄与するため、利用者の満足度を高める努力をしている。また、指定管理者と年間2回程度の情報交換及び意見交換の機会を設け、条例・規則の遵守、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

総合体育館を除く体育施設の受付・支払事務を市体育館、茅ヶ崎公園野球場、芹沢スポーツ広場、屋内温水プールでも指定管理者が行うことができるようになっており、利用者の利便性の向上が図られている。また、利用者から要望があった芹沢スポーツ広場野球場に観覧席を設置するなど、サービスの質の向上に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成18年度の利用者数は、茅ヶ崎公園庭球場の改修工事のため1ヶ月間利用を休止したため、平成17年度の利用者数に比べて約4,000人の減少であるが、1ヶ月当たりの利用者数は増加した。
【管理運営コスト】 指定管理者の導入に伴い、総合体育館を除く体育施設の受付・支払事務を業務範囲としたため、業務量の増による人件費はアップしたが、コスト全体では平成18年度は対前年度比5%の削減が図られた。
【使用料】 平成18年度の利用料金収入については、茅ヶ崎公園庭球場の改修工事のため1ヶ月間利用を休止したが、野球場の利用が多かったため、平成17年度の使用料収入と比較すると約20万円の増となった。

4 今後の業務改善に向けた考え方

市体育館においては、利用者からバドミントンや卓球でラケットの貸し出しをして欲しいという要望が多いため、指定管理者と協議し、体育用具貸出の新規事業として実施に向けた検討を進める。今後においても、従業者の自発的発想や利用者からの要望を取り入れ、より一層の市民サービスの向上に努める。また、指定管理者との情報交換については、今後四半期毎とするとともに、アンケート等による施設利用者の満足度調査を実施し、利用者のニーズ等の把握に努める。

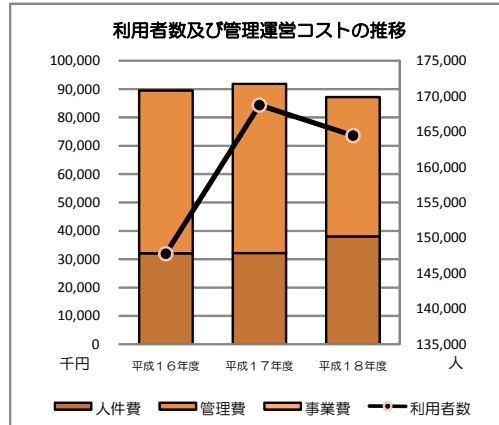
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	147,777	168,744	164,447

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	32,123,306	32,184,769	38,061,917
管理費	57,361,242	59,636,796	49,130,032
事業費	—	—	—
合計	89,484,548	91,821,565	87,191,949



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	12,717,390	14,142,170	14,342,570

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	606	544	530

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	7	10	11.96

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
茅ヶ崎市公園野球場	46.52	49.28	53.60
茅ヶ崎市公園庭球場	95.98	97.69	96.42
相模川河畔スポーツ公園陸上競技場	24.80	26.30	26.89
相模川河畔スポーツ公園庭球場	89.36	95.58	97.39
芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場	49.11	42.62	48.03
芹沢スポーツ広場庭球場	80.91	89.68	95.73
茅ヶ崎市体育館 競技場	81.44	90.08	93.37
茅ヶ崎市体育館 柔剣道場	52.74	65.27	67.74
茅ヶ崎市体育館 多目的室	57.54	73.48	77.92

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

別表1-1 茅ヶ崎市営体育施設、茅ヶ崎市体育館の施設の概要

施設名	茅ヶ崎公園野球場・庭球場		施設所管課	スポーツ課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
設置年月日	平成9年4月1日（改修）		所在地	中海岸3-3-11
休場日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開場時間	茅ヶ崎公園野球場(野球場に限る。)	①5月から8月までの日曜日及び土曜日：午前7時30分から午後6時15分まで。 ②5月から8月までの火曜日から木曜日まで：午前5時30分から午後5時15分まで。 ③①及び②に規定する日以外の日：午前8時30分から午後5時15分まで。		
	茅ヶ崎公園野球場(会議室に限る。)及び茅ヶ崎公園庭球場	①5月から8月までの日曜日及び土曜日：午前7時30分から午後6時15分まで。 ②①に規定する日以外の日：午前8時30分から午後5時15分まで。		
建物規模	敷地面積	26,422 m ²	会議室等の内容	更衣室・本部室・役員室・記者室・身障者客室・会議室
	延べ床面積	3,148 m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成9年4月1日改修整備。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	相模川河畔スポーツ公園陸上競技場・庭球場		施設所管課	スポーツ課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
設置年月日	昭和44年6月1日		所在地	中島1475-2
休場日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開場時間	相模川河畔スポーツ公園陸上競技場	午前8時30分から午後5時15分まで。		
	相模川河畔スポーツ公園庭球場	①5月から8月までの日曜日及び土曜日：午前7時30分から午後6時15分まで。 ②①に規定する日以外の日：午前8時30分から午後5時15分まで。		
建物規模	敷地面積	24,000 m ²	会議室等の内容	事務室・更衣室
	延べ床面積	— m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	昭和44年6月1日開場。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場・庭球場		施設所管課	スポーツ課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
設置年月日	昭和57年7月23日		所在地	芹沢430-3
休場日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開場時間	①5月から8月までの日曜日及び土曜日：午前7時30分から午後6時15分まで。 ②①に規定する日以外の日：午前8時30分から午後5時15分まで。			
建物規模	敷地面積	14,479 m ²	会議室等の内容	事務室・更衣室
	延べ床面積	— m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	昭和57年7月23日開場。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	茅ヶ崎市体育館			施設所管課	スポーツ課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため				
設置年月日	昭和41年4月1日			所在地	十間坂3-6-5
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。				
開館時間	午前8時30分から午後9時15分までとする。				
建物規模	敷地面積	2,942	m ²	会議室等の 内容	競技場・柔剣道場・多目的室
	延べ床面積	2,338	m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	昭和41年4月1日開館。平成18年度から指定管理者制度導入。				

【施設番号 1-2 】

施設名	茅ヶ崎市屋内温水プール		施設所管課	スポーツ課
施設の設置目的	スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため			
所在地	萩園820	設置年月日	昭和56年4月1日	
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時30分から午後8時45分まで。			
建物規模	敷地面積	4,622 m ²	延べ床面積	1,076 m ²
	会議室等の内容	大人用プール(25メートル5コース)、子供用プール、採暖室、事務室		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.4.1～H20.3.31	
施設の沿革	昭和56年4月1日開館、平成18年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的であるスポーツの振興を図り、市民が利用しやすい施設の環境の整備に努めている。市民の心身の健全な発達に寄与するため、利用者の満足度を高める努力をしている。また、指定管理者と年間2回程度の情報交換及び意見交換の機会を設け、条例・規則の遵守、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

総合体育館を除く体育施設の受付・支払事務を市体育館、茅ヶ崎公園野球場、芹沢スポーツ広場、屋内温水プールでも指定管理者が行うことができるようになっており、市民の利便性の向上を図っている。従業員に対する内部・外部研修を行いサービスの質の向上に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成18年度の利用者数は、平成17年度の利用者数に比べて約700人の増となった。
【管理運営コスト】 指定管理者制度の導入により平成18年度は対前年度比1%の削減が図られた。
【使用料】 平成18年度の利用料金収入については、平成17年度の使用料収入と比較すると約23万円の増となった。

4 今後の業務改善に向けた考え方

屋内温水プールについては、耐震上問題があるため平成19年12月28日をもって休館している。平成21年度建設工事を予定しており、平成22年の早期の開館に向けて準備をしている。また、指定管理者との情報交換については、今後四半期毎とし、施設利用者へのアンケート等による指定管理者の評価の把握に努めていく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	68,744	65,166	65,920

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	12,752,125	12,401,267	9,821,710
管理費	59,078,814	56,880,093	58,774,733
事業費	—	—	—
合計	71,830,939	69,281,360	68,596,443

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	10,772,500	10,056,400	10,288,300

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

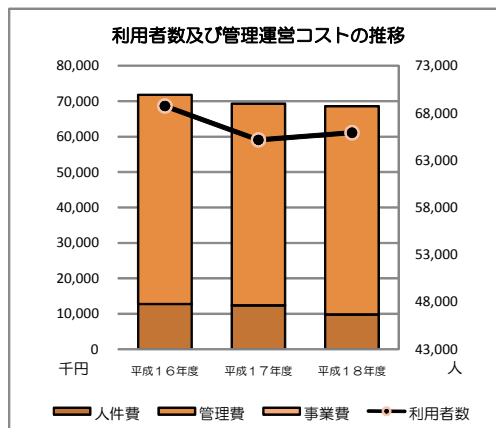
項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	1,045	1,063	1,041

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	3	3.55

●施設の稼働率

※茅ヶ崎市屋内温水プールは定員が設定されていないため稼働率は記載していません。



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

2 基盤施設

【施設番号 2-1 】

施設名	茅ヶ崎市自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
所在地	別表2-1参照	設置年月日	別表2-1参照	
休場日	1月1日から同月3日までとする。			
供用時間	午前6時から午後10時までとする。ただし、駅南口臨時自転車駐車場にあっては午前9時から午後9時までと、ツインウェイ南自転車駐車場にあっては午前7時から午後10時までとする。			
建物規模	敷地面積	別表2-1参照	延べ床面積	別表2-1参照
	会議室等の内容	別表2-1参照		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.4.1～H20.3.31	
施設の沿革	別表2-1参照			

1 指定管理業務の履行状況

通勤・通学または駅周辺への買い物等で、自転車を利用する市民の利便に資することを目的として設置された自転車駐車場が常に満車状態にある中、より多くの市民が利用しやすいように、長年の管理経験によって培ったノウハウを駆使し、自転車駐車場の環境整備に努めている。
指定管理者とは年5回以上協議し、情報交換及び意見交換を行っている。
業務内容については、条例・規則を遵守し、仕様書・協定書等に定める業務を、適正に実施している。

2 サービス提供の状況

指定管理者制度の利用料金制度の特性を生かし、施設利便性の向上への取り組みと施設の安全確保を目的として、新栄町第三自転車駐車場のラック安全装置取り付け工事、ツインウェイ北自転車駐車場の駐車スペース拡張工事、幸町自転車駐車場屋外螺旋階段補修工事等ほか修繕工事を積極的に行っている。
従業者には対する内部・外部研修を行い接遇の向上、施設管理に必要な生きた知識・技術の習得に努めている。
利用者ニーズを把握のために、利用者意見箱である「施設への提案」を各施設に設置し、質の高いサービスの提供に努めている。
クレームへの対応は、各管理事務所で原因・背景・改善について協議検討し、職員による苦情処理委員会により、解決策・再発防止策を組織的に対応している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成18年度の利用者数は若干減少したが、要因として、幸町の一時利用者と南口臨時利用者の減少が挙げられる。 なお、利用者数の内訳は一時利用者数と定期利用者数である。
【管理運営コスト】 管理運営コスト内訳の管理費については平成18年度について対前年度比2%の削減が図られた。
【使用料】 平成18年度の使用料は若干減少しているが、その要因として、幸町の一時利用者と南口臨時利用者の減少が挙げられる。

4 今後の業務改善に向けた考え方

茅ヶ崎駅周辺の自転車駐車場はいずれも慢性的に満車に近い状態にあり、物理的に大量の自転車を収容できない状況にある。自転車駐車場においては年間約300台程度の長期滞留自転車（移動が確認されない自転車）があり、稼働率の向上のため、より多くの市民が利用できるように移動・処分方法を検討し実施する。
また、商店街が利用者に配布することが見込まれる回数券発売を検討し、新たな利用者の開拓に努める。

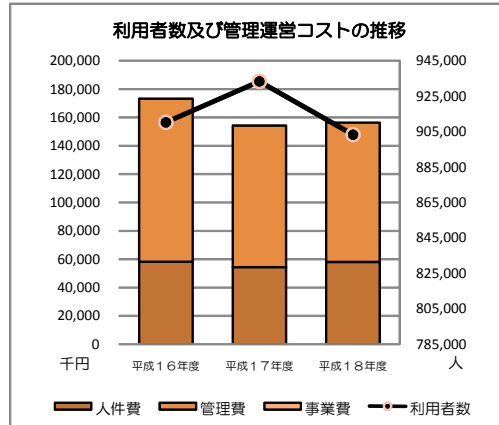
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	910,263	933,357	903,278

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	58,318,922	54,420,344	58,120,984
管理費	114,896,606	99,820,087	98,232,569
事業費	—	—	—
合計	173,215,528	154,240,431	156,353,553



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	229,841,800	233,847,800	233,465,750

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	190	165	173

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	11	16	19.00

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
新栄町第一・第二・第三自転車駐車場	75.10	76.50	77.80
ツインウェイ北自転車駐車場	89.70	90.30	90.70
ツインウェイ南自転車駐車場	86.30	102.00	109.10
幸町自転車駐車場	114.70	114.60	112.50
共恵自転車駐車場			100.50
駅南口臨時自転車駐車場	163.80	164.10	157.20
本宿町自転車駐車場	93.70	97.70	99.80

※茅ヶ崎市自転車駐車場は利用率とします。

$$\text{※利用率} = \frac{\text{1日平均利用台数 (年間総利用台数} \div \text{年間開場数)}}{\text{収容可能台数}}$$

別表2-1 茅ヶ崎市自転車駐車場の施設の概要

施設名	新栄町第一自転車駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	昭和57年3月1日			所在地	新栄町13-45
建物規模	敷地面積	686 ㎡		会議室等の 内容	立体自走式3層 収容台数1,992台（自転車）
	延べ床面積	1,609 ㎡			
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	昭和57年3月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。				

施設名	新栄町第二自転車駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	平成2年11月8日			所在地	新栄町13-45
建物規模	敷地面積	761 m ²		会議室等の 内容	立体自走式4層 収容台数2,377台（自転車）
	延べ床面積	2,435 m ²			
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成2年11月8日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。				

施設名	新栄町第三自転車駐車場			施設所管課	安全対策課	
施設の設置目的		自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため				
設置年月日	平成10年2月11日			所在地	新栄町12-12	
建物規模	敷地面積	571 ㎡		会議室等の 内容	平面平置式（地下1階） 収容台数556台（自転車）	
	延べ床面積	3,361 ㎡				
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18年度	
施設の沿革	平成10年2月11日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。					

施設名	ツインウェイ北自転車駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	原付：平成7年5月20日、自転車：平成8年4月1日			所在地	新栄町3－34
建物規模		敷地面積	2,372 ㎡	会議室等の 内容	平面平置式 収容台数500台（自転車） 500台（原動機付自転車）
		延べ床面積	－ ㎡		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	平成7年5月20日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。				

施設名	ツインウェイ南自転車駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	平成8年4月1日			所在地	共恵1－9－15
建物規模	敷地面積	1,464 ㎡		会議室等の 内容	平面平置式 収容台数490台（自転車）
	延べ床面積	－ ㎡			
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	平成8年4月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。				

施設名	幸町自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	昭和60年4月1日		所在地	幸町21-7
建物規模	敷地面積	844 m ²	会議室等の内容	立体自走式4層 収容台数2,707台（自転車） 235台（原動機付自転車）
	延べ床面積	2,159 m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	昭和60年4月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	共恵自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	平成18年7月1日		所在地	共恵1-2-13
建物規模	敷地面積	91 m ²	会議室等の内容	平面平置式 収容台数94台（自転車）
	延べ床面積	— m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成18年7月1日開設。開設から指定管理者制度導入。			

施設名	駅南口臨時自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	平成5年9月1日		所在地	元町1-1
建物規模	敷地面積	249 m ²	会議室等の内容	平面平置式 収容台数170台（自転車）
	延べ床面積	— m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成5年9月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。			

施設名	本宿町自転車駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	自転車駐車場を確保することにより、市民の利便に資するため			
設置年月日	昭和62年12月12日、平成9年10月1日拡張		所在地	本宿町11-59
建物規模	敷地面積	1,100 m ²	会議室等の内容	立体自走式3層 収容台数1,454台（自転車） 242台（原動機付自転車）
	延べ床面積	2,337 m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社		指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	昭和62年12月12日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。			

【施設番号 2-2 】

施設名	茅ヶ崎市駐車場		施設所管課	安全対策課
施設の設置目的	市街地における自動車駐車場を確保することにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するため			
所在地	別表2-2参照	設置年月日	別表2-2参照	
休場日	1月1日から同月3日までとする。			
供用時間	①茅ヶ崎駐車場及びツインウェイヴ自動車駐車場：午前0時から午後12時まで。②東海岸南自動車駐車場：午前8時30分から午後5時まで(7月及び8月にあっては、午前7時から午後6時まで)。			
建物規模	敷地面積	別表2-2参照	延べ床面積	別表2-2参照
	会議室等の内容	別表2-2参照		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.4.1～H20.3.31	
施設の沿革	別表2-2参照			

1 指定管理業務の履行状況

市街地に確保することにより、道路交通の円滑化を図り市民の利便に資す目的として設置された自動車駐車場を、多くの市民が利用しやすいように、長年の管理経験によって培ったノウハウを駆使し、駐車場の環境整備に努めている。指定管理者と年5回以上協議を行い情報交換及び意見交換を行っている。業務内容については、条例・規則を遵守されており、仕様書、協定書等に定める業務も適正に実施している。

2 サービス提供の状況

指定管理者制度の利用料金制度の特性を生かし、施設の利便性の向上と施設の安全確保を目的として、茅ヶ崎駐車場の防犯カメラ増設工事、東海岸南自動車駐車場の防犯カメラ設置工事等を積極的に行っている。従業員には内部・外部研修を行い、接遇の向上及び施設管理に必要な生きた知識・技術の習得に努めている。また、利用者ニーズの把握のために利用者意見箱である「施設への提案」を各施設に設置し、質の高いサービスの提供に努めている。クレームへの対応は各管理事務所で原因・背景・改善について協議検討し、職員による苦情処理委員会により、解決策・再発防止策を組織的に対応している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 茅ヶ崎駐車場の利用者数は毎年増加している。要因として、平成16年度に実施した利用時間の延長、3ヶ月定期の導入、一時利用の上限料金の設定等による利便性の向上が挙げられる。東海岸南自動車駐車場の年度別の利用者数は、夏場の天候に影響を受け増減している。
【管理運営コスト】 管理運営コスト内訳の管理費については、平成17年度に対前年度比20%、平成18年度に前年度比11%削減した。
【使用料】 自動車駐車場全体としては、毎年増加している。茅ヶ崎駐車場が定期利用・一時利用ともに増加しているのが要因である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

茅ヶ崎駐車場は茅ヶ崎駅近隣で唯一大型自動車や大型二輪車を停めることができる駐車場である。茅ヶ崎駐車場の屋外スペースにはゆとりがあるため、需要のある50cc以上の二輪車駐車スペースを増設するなどして、利用率の向上を検討・実施する。東海岸南自動車駐車場については駐車場を有しない関高健記念館の近くにあり、アクセスが便利なることをPR活動をして、新たな利用者を増やすことを目指す。

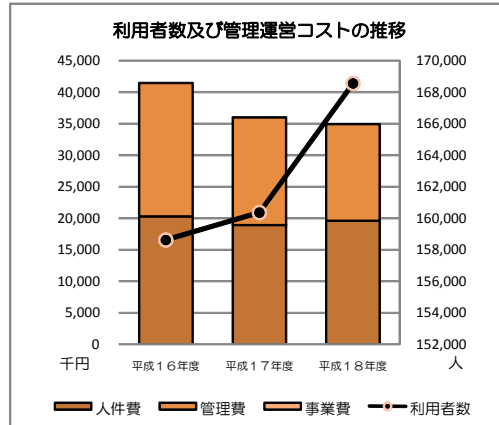
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	158,624	160,364	168,557

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	20,304,359	18,908,233	19,599,169
管理費	21,163,869	17,083,249	15,315,009
事業費	—	—	—
合計	41,468,228	35,991,482	34,914,178



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	75,014,900	73,771,100	77,416,200

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	261	224	207

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	12	8,34

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
茅ヶ崎駐車場	58.50	61.10	62.70
ツインウェイヴ自動車駐車場	288.90	269.10	299.00
東海岸南自動車駐車場	93.80	84.80	96.30

※茅ヶ崎市駐車場は利用率とします。

$$\text{※利用率} = \frac{1 \text{ 日平均利用台数 (年間総利用台数} \div \text{年間開場数)}}{\text{収容可能台数}}$$

別表2-2 茅ヶ崎市駐車場の施設の概要

施設名	茅ヶ崎駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		市街地における自動車駐車場を確保することにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するため			
設置年月日	昭和57年4月1日			所在地	茅ヶ崎2-2-20
建物規模	敷地面積	5,032	㎡	会議室等の内容	自走、緩傾床の直角駐車式 収容台数477台 63台（バイク）
	延べ床面積	10,050	㎡		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	昭和57年4月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。				

施設名	ツインウェイヴ自動車駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		市街地における自動車駐車場を確保することにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するため			
設置年月日	平成8年4月1日			所在地	新栄町5321-10
建物規模		敷地面積	847 m ²	会議室等の内容	平面駐車 収容台数22台
		延べ床面積	— m ²		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18年度
施設の沿革	平成8年4月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。				

施設名	東海岸南自動車駐車場			施設所管課	安全対策課
施設の設置目的		市街地における自動車駐車場を確保することにより、道路交通の円滑化を図り、もって市民の利便に資するため			
設置年月日	平成11年7月1日			所在地	東海岸南6－8955－1
建物規模		敷地面積	1,895 ㎡	会議室等の 内容	平面駐車 収容台数22台
		延べ床面積	－ ㎡		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	平成11年7月1日開設。平成18年度から指定管理者制度導入。				

3 文化施設

【施設番号 3-1 】

施設名	茅ヶ崎市民文化会館		施設所管課	文化推進課
施設の設置目的	市民の文化の向上を図るため			
所在地	茅ヶ崎 1ー1 1ー1	設置年月日	昭和55年10月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。 ②休日の翌日。ただし、その日が日曜日、土曜日、休日又は前号に規定する日に当たるときは、これらの日後の直近のこれらの日以外の日とする。③1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時30分までとする。			
建物規模	敷地面積	9,692 ㎡	延べ床面積	8,795 ㎡
	会議室等の内容	大ホール、小ホール、展示室、会議室、練習室等		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市文化振興財団			
指定管理者制度導入年度	平成18 年度	指定管理期間	H18.4.1～H20.3.31	
施設の沿革	昭和55年10月開館。平成18年度から指定管理者制度導入。			

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的である文化芸術の振興を図り、市民が利用しやすい文化施設の環境の整備に努め、利用者の満足度を高める努力をしている。また、指定管理者と年間2回程度の情報交換及び意見交換の機会を設け、条例・規則の遵守、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

施設利用者へのサービス及び顧客満足度の向上に取り組んだ中、おもな改善点としては保守点検日の廃止により、開館日を18年度に18日間、19年度にも18日間の合計36日間増加させ、市民の利便性の向上に努めた。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成18年度は、1月中旬から3月中旬までの2ヶ月間、全館工事により使用不可であったため、平成17年度の利用者数に比して減少しているが、1ヶ月当たりの利用者数は増加している。
【管理運営コスト】 平成18年度は、事務局長と総務課長を兼任としたため、人件費を削減した。
【使用料】 平成16年度から平成17年度にかけては使用料収入が増加しているが、平成18年度は、1月中旬から3月中旬までの2ヶ月間、全館工事により使用不可であったため前年度より減少している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の満足度を高めるため、施設の公平・平等な利用の確保及び、施設利用に対する説明・相談の徹底、アンケート等の実施により、施設の管理運営に対する意見を調査・把握することを指導する。今後も市と指定管理者の情報交換、意見交換の機会を積極的に設ける。

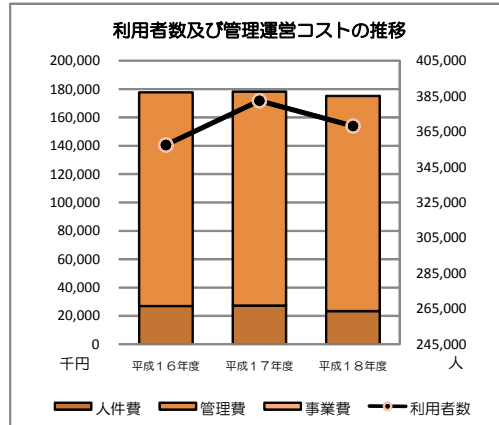
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	357,485	382,438	368,220

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	26,938,803	27,201,352	23,357,067
管理費	150,764,530	150,977,429	151,802,115
事業費	—	—	—
合計	177,703,333	178,178,781	175,159,182



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	52,787,139	55,954,458	53,747,866

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	497	466	476

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	7	3	9.50

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
大ホール	67.10	72.00	71.40
小ホール	75.40	77.80	76.20
展示室	62.50	68.60	64.20
会議室	43.20	46.40	45.80
練習室	47.30	55.30	52.20

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3-2 】

施設名	茅ヶ崎市美術館		施設所管課	文化推進課
施設の設置目的	郷土の芸術文化を後世に伝えるとともに、市民の創作活動及び次世代を担う青少年の創造力の育成を図り、広く芸術文化の向上に寄与するため			
所在地	東海岸北 1－4－45	設置年月日	平成10年4月24日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②休日の翌日。ただし、その日が日曜日、土曜日、休日又は前号に規定する日に当たるときは、これらの日後の直近のこれらの日以外の日とする。③1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前10時から午後6時(11月から翌年3月までにあつては、午後5時)までとする。ただし、午後5時30分(11月から翌年3月までにあつては、午後4時30分)以降は、入館することができない。			
建物規模	敷地面積	3,956 m ²	延べ床面積	1,500 m ²
	会議室等の内容	展示室1・2・3、アトリエ、図書コーナー、エントランスホール等		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市文化振興財団			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.4.1～H20.3.31	
施設の沿革	平成10年4月開館。平成18年度から指定管理者制度導入。			

1 指定管理業務の履行状況

郷土美術館として地域の特性を活かした事業展開に努めており、絵画愛好家のニーズをとらえた企画等を充実させ成果を上げる努力をしている。また、指定管理者と年間2回程度の情報交換及び意見交換の機会を設け、条例・規則の遵守、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認のもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

萬鐵五郎展を筆頭に企画展の充実により収入が増額するとともに、野外アトリエで植物を効果的に使ったワークショップ、講座等多彩な事業を展開し観覧者等が大幅に増加した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成18年度は、企画展の成功により利用者数が大幅に増加した。
【管理運営コスト】 管理運営コストは、人件費の抑制策により微減となった。
【使用料】 平成18年度は、事業の充実を図り、企画展が成功したため大幅に増加した。

4 今後の業務改善に向けた考え方

「茅ヶ崎市らしさ」をテーマに、これまでに蓄積してきたノウハウを生かして、より市民に親しまれる美術館を目指し、さらなる企画展の充実や松籟庵とのコラボ事業等に取り組むことにより、さらに質の高い芸術文化活動としての創造育成事業、教育普及事業の推進を指導する。

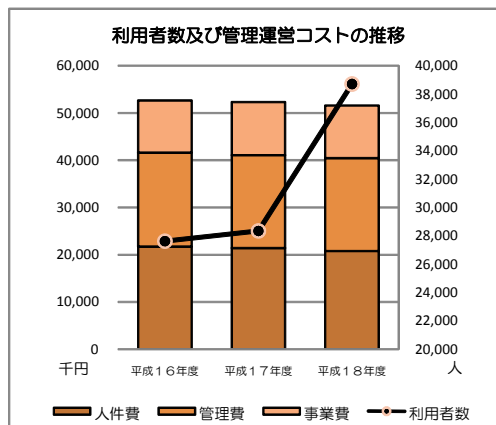
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	27,623	28,344	38,718

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	21,693,919	21,415,904	20,777,671
管理費	19,917,533	19,647,546	19,657,733
事業費	11,016,899	11,251,034	11,160,979
合計	52,628,351	52,314,484	51,596,383



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	2,353,500	2,338,000	4,637,680

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	1,905	1,846	1,333

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	1	13	6.01

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
展示室1・2・3	56.80	77.30	71.90
アトリエ	40.50	63.30	53.60

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3-3 】

施設名	浜須賀会館		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	松が丘2－8－63	設置年月日	昭和59年4月26日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,316 m ²	延べ床面積	231 m ²
	会議室等の内容	1 階：新会議室、調理室 2 階：第1 集会室、第2 集会室、図書コーナー ※老人憩いの家との複合施設		
指定管理者	浜須賀会館管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17 年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	昭和59年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

地域住民による管理施設として完成し、1階に老人憩いの家、調理室(63年度増築)2階に地域集会施設を設け、地域活動の推進を図っている。また、市民の学習、集会、レクリエーション並びに老人の集う場を提供し、住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成することを目的としている。市とは年5回の定例会を行い、相互理解、意思疎通を図っており、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図り、適正な管理運営を実施している。

2 サービス提供の状況

管理運営について、年間を通して会館窓口を中心として利用者からの意見・要望、苦情を収集、定例的に役員会、運営委員会で検証し、地域住民の平等利用、利用者の利便性向上に努め、運営に反映させた。自主事業としてはシニアエアロビクス教室(年18回開催。584人が参加。)、男の料理教室(年3回開催。約20人が参加。))など、地域に根ざした事業を数多く行い、地域の絆を深めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成18年度は、空調設備工事により1ヶ月半程度使用できない期間があったため利用者数が減となっている。工事期間以外の利用者数を比較すると、少しずつではあるが増加している。増加の要因として地域に充分周知されてきていることがあげられる。
【管理運営コスト】 複数年に一度の保守点検等の経費を除いては、前年とほぼ同額の支出となっている。なお、指定管理者制度の導入に伴い、17年度より老人憩いの家との費用の按分方法を変更した。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

1階の大広間と和室は区分が老人憩いの家であり、申請時に老人が優先されるため、若年層の利用が難しい。子育て支援・若い母親間でふれあいの場(畳敷き)を提供して欲しいとの声も多く、老人優先の予約申請を再考する時期にきている。また、図書コーナーでは、本の貸し出し・返却業務に時間を要しているとの声があるので、スムーズに行えるよう指導する。

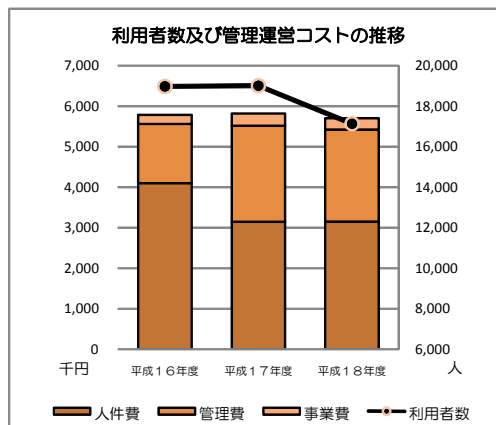
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	18,981	19,015	17,138

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	4,098,830	3,145,096	3,150,697
管理費	1,461,559	2,375,732	2,270,321
事業費	226,000	298,487	280,621
合計	5,786,389	5,819,315	5,701,639



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	305	306	333

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	6	2.13

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
新会議室	—	36.03	33.55
調理室	—	17.36	8.93
集会室	—	65.04	64.94
第1集会室	—	6.36	4.47
第2集会室	—	3.77	4.35

※平成16年度の稼働率のデータはありません。

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3-4 】

施設名	海岸地区コミュニティセンター		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	東海岸北5－16－20	設置年月日	昭和61年4月24日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	435 m ²	延べ床面積	141 m ²
	会議室等の内容	1階：第1和室、第2和室、ロビー 2階：大ホール、会議室		
指定管理者	海岸地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	昭和61年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設を地域内の住民に開放、市民の学習、集会、スポーツ及びレクリエーションの場を提供し、市民相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさといふれあいのある地域社会を形成している。市とは年5回の定例会を行い、相互理解、意思疎通を図っている。また、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図っており、適正な管理運営がなされている。

2 サービス提供の状況

役員及び事務局職員による会議を毎月1回開催し、利用者からの要望事項も可能な範囲で反映できるよう運営している。受付業務について施設の申し込みが重複した場合などは、当事者の話し合いにより決定し、1団体4回/月の利用制限を原則とし、広く平等に開放するように努めている。自主事業としては、年2回のコミセンだよりの発行、10月にダンス・健康体操の実施、3月に様々なテーマで講演会を開催している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 年々少しずつではあるが利用者数が増加している。施設自体は他のコミュニティセンターに比べ小規模だが、住宅街に位置し、自主事業の定着等で確実に利用者を伸ばしている。
【管理運営コスト】 複数年に一度の保守点検等の経費を除いては微増であり、安定した管理運営を実施している。ただ、開館して22年が経過し、給排水・空調設備等修繕費の増加が今後予想される。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

施設利用者のニーズに対応するため、従来から要望のあった印刷とコピーが可能な複合機を新たに設置する。

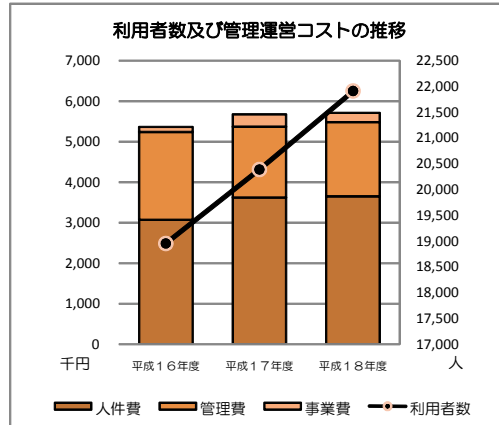
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	18,957	20,391	21,912

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	3,071,940	3,622,020	3,650,967
管理費	2,168,506	1,750,037	1,830,338
事業費	123,000	299,765	234,494
合計	5,363,446	5,671,822	5,715,799



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	283	278	261

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	5	2.02

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
第1和室	—	16.29	12.30
第2和室	—	4.65	3.70
小ホール(ロビー)	—	20.74	24.50
大ホール	—	56.08	67.97
会議室	—	43.49	42.81

※平成16年度の稼働率のデータはありません。

$$\text{稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3-5 】

施設名	小和田地区コミュニティセンター		施設所管課	市民活動推進課	
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため				
所在地	小和田 1－2 2－6 0	設置年月日	昭和63年4月26日		
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。				
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。				
建物規模	敷地面積	685 m ²		延べ床面積	215 m ²
	会議室等の内容	1 階：大広間1、大広間2、ラウンジ、図書コーナー 2 階：第1会議室、第2会議室、調理室 ※子どもの家銀河(ぎんが)との複合施設			
指定管理者	小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会				
指定管理者制度導入年度	平成17 年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31		
施設の沿革	昭和63年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。				

1 指定管理業務の履行状況

施設を地域内の住民に開放し、市民の学習、集会、スポーツ及びレクリエーション並びに子どもの遊び場を提供し、市民の相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさといふれあいのある地域社会を形成している。市とは年5回の定例会を行い、相互理解、意思疎通を図っている。また、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図っており、適正な管理運営がなされている。

2 サービス提供の状況

役員と事務職員の打ち合わせを定期的に行い、利用者からの意見や要望、利用者に協力してもらいたいこと等、利用者へのサービスの視点にたって協議し実施した。自主事業としては、消防、病院等の関係機関の事業へ積極的に協力し、8月に夏休みこども映画会(80名の参加)及び普通救命講習会(16名)への参加、11月にコミセンまつり、2月の観梅と史跡散策(39名の参加)等様々な行事を実施し、地域との連携を深めた。また、19年1月からは図書館ネットワークシステムの変更でこの施設でも貸し出し・返却が可能になり、19年6月からは開館時間の延長を実施した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成17年度は1階大広間空調機交換工事で一定期間(9月12日~25日)使用ができなかったため利用減であるが、工事期間以外の利用者数を比較すると、少しずつではあるが増加している。18年度は約2,700人の利用増になっている。図書コーナーについても17年度から18年度にかけて増加している。
【管理運営コスト】 平成16年度は2階大会議室・子どもの家空調設備改修工事のため管理費が増えているが、平成17・18年度はほぼ同額の支出となっている。なお、指定管理者制度の導入に伴い、平成17年度から子どもの家との費用の按分方法を改めたため、管理費及び人件費が減少した。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

建築課が実施した建物維持管理点検で、外壁塗装面に亀裂等が多数見受けられたため、指定管理者と協議のうえ、外壁シーリング打ち替え改修の早期工事を実施する。

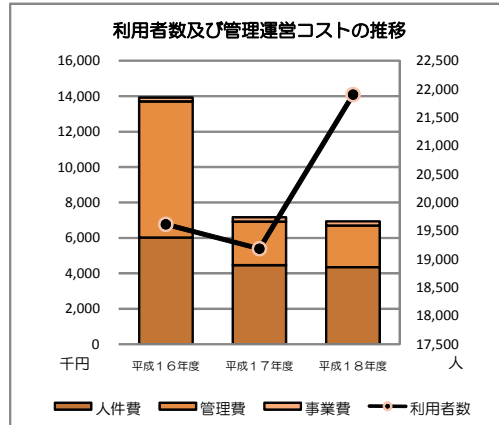
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	19,614	19,184	21,904

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	6,028,646	4,467,974	4,349,837
管理費	7,670,397	2,448,152	2,356,704
事業費	220,000	244,085	228,784
合計	13,919,043	7,160,211	6,935,325



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	710	373	317

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	7	1.48

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
大広間1	—	42.20	44.80
大広間2	—	37.74	37.81
第1会議室	—	60.36	60.87
第2会議室	—	43.10	45.90
調理室	—	17.75	16.71

※平成16年度の稼働率のデータはありません。

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3-6 】

施設名	小出地区コミュニティセンター		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	堤 1 9 4 8－1	設置年月日	平成5年8月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,893 ㎡	延べ床面積	373 ㎡
	会議室等の内容	1階：大会議室、和室1、和室2 2階：第1会議室、調理室 3階：第2会議室、第3会議室 ※子どもの家わいわいハウスとの複合施設		
指定管理者	小出地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成5年8月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設を地域内の住民に開放し、市民の学習、集会、スポーツ及びレクリエーション並びに子どもの遊び場を提供し、市民の相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさといふれあいのある地域社会を形成している。市とは年5回の定例会を行い、相互理解、意思疎通を図っている。また、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図っており、適正な管理運営がなされている。

2 サービス提供の状況

施設利用については、利用者多数の場合は協議し、利用者団体に平等に開放するよう努めている。また、当館独自の利用案内を作成し、窓口で配布するとともにホームページでも情報を発信している。自主事業としては、毎月開かれるパソコン教室、5月の小出ジャズ祭、7月のコミセンまつり等を開催している。また、子どものためのお話会では高齢者から子どもまで参加できる事業を固定化する等、地域を上げて積極的に事業展開している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は、指定管理者導入前に比べ約5,000人増加し、導入後の17・18年度は横ばいである。増加した理由として、自主事業の充実、雇用職員の接遇等の向上があげられる。
【管理運営コスト】 複数年に一度の保守点検等の経費を除いては、前年とほぼ同額の支出となっている。なお、指定管理者制度の導入に伴い、平成17年度から子どもの家との費用の按分方法を改めたため、管理費及び人件費が減少した。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

建築課が実施した建物維持管理点検で、階段横の壁と床面の間に亀裂が見つかり、利用者の安全等を確保するため指定管理者と協議の上、大会議室のエアコンの天井配管に関する工事と合わせ、早期に工事の実施を計画する。

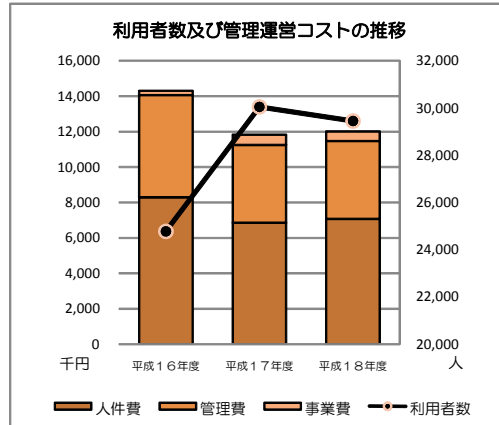
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	24,780	30,052	29,450

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	8,301,208	6,857,913	7,074,013
管理費	5,768,493	4,387,471	4,394,633
事業費	235,000	581,537	537,145
合計	14,304,701	11,826,921	12,005,791



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	577	394	408

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	9	3.86

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
大会議室	—	76.54	75.62
和室1	—	18.66	16.11
和室2	—	17.36	16.11
第1会議室	—	56.35	53.22
調理室	—	10.64	8.30
第2会議室	—	—	0.43
第3会議室	—	—	12.89

※平成16年度の稼働率のデータはありません。

$$\text{稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3-7 】

施設名	コミュニティセンター湘南		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	中島1670	設置年月日	平成10年6月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	888 m ²	延べ床面積	267 m ²
	会議室等の内容	1階：第1会議室、第2会議室、和室1、和室2、調理室 2階：大会議室 ※子どもの家わくわくらんととの複合施設		
指定管理者	湘南地区地域集会施設管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成10年6月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設を地域内の住民に開放し、市民の学習、集会、スポーツ及びレクリエーション並びに子どもの遊び場を提供し、市民の相互の連帯感と自治意識の高揚を図り、心の豊かさといふれあいのある地域社会を形成している。市とは年5回の定例会を行い、相互理解、意思疎通を図っている。また、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図っており、適正な管理運営がなされている。

2 サービス提供の状況

会議室の利用については、定例会等で話し合い、地域住民の施設の平等利用及びサービス向上に努めた。自主事業としては、万葉集講座(毎月60名が参加)、出前講座「楽しい子育て講座」(年6回開催。各30名が参加)等を定期的に開催している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 自主事業の充実により、平成18年度は約2,000人ほど増えている。理由として、自主事業として開催した「万葉集講座」の参加者が毎回60人に上ったことがあげられる。
【管理運営コスト】 複数年に一度の保守点検等の経費を除いては、前年とほぼ同額の支出となっており、安定した管理運営を実施している。なお、指定管理者制度の導入に伴い、平成17年度から子どもの家との費用の按分方法を改めたため、管理費及び人件費が減少した。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

自転車利用者から置き場の雨よけの設置について、従来から要望が多かったため、設置に向けての予算化に努める。
また、公共交通機関を使用して来館するためには不便な立地にあるため、今後は、都市政策課で定めた乗合交通整備計画で予定されているコミュニティバスのルート及び停留所の設置を働きかけていく。

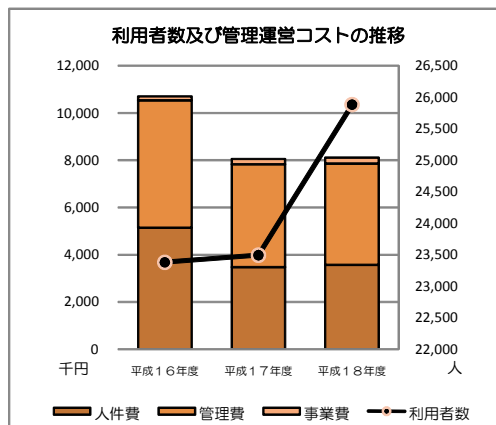
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	23,381	23,494	25,881

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	5,141,006	3,479,170	3,576,774
管理費	5,390,669	4,347,231	4,286,777
事業費	165,000	224,983	249,923
合計	10,696,675	8,051,384	8,113,474



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	457	343	313

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	6	1.80

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
第1会議室	—	33.22	27.65
第2会議室	—	47.99	49.94
和室1	—	20.20	23.86
和室2	—	16.61	18.20
調理室	—	21.71	17.37
大会議室	—	75.57	84.04

※平成16年度の稼働率のデータはありません。

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3-8 】

施設名	茅ヶ崎地区コミュニティセンター		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	元町１０－３３	設置年月日	平成14年1月5日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,127 ㎡	延べ床面積	359 ㎡
	会議室等の内容	1階：事務室 2階：第1から第4会議室、調理室、多目的ホール 3階：大会議室、和室A、和室B、多目的ホール ※子どもの家茅っ子(かやっこ)、元町ケアセンター及び在宅介護支援センターとの複合施設		
指定管理者	茅ヶ崎地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成14年1月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

元町ケアセンター、在宅介護支援センターとの併設で地域住民が地域活動を通じて交流を深め、文化教養及び研修・講習又は講演会などのコミュニティ活動の場として、心の豊かさやふれあいのある地域社会を形成している。市とは年5回の定例会を行い、相互理解、意思疎通を図っている。また、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図っており、適正な管理運営がなされている。

2 サービス提供の状況

業務遂行(受付等)に当たっては、市民サービスの第一線に立っていることの自覚と責任感を持って取り組んでいる。特に利用者への接遇は、笑顔と誠意で接することを実践し、格差のないサービスを心がけた。自主事業としては、毎月開催される「男の料理教室」、年3回実施される健康教養講座、11月のコミセンまつり、3月の餅つき大会等が地域に定着している。また、コミセン情報誌「かや」も年3回発行されている。センター2階には障害者の自立と社会参加の促進の一環として、障害者の福祉的就労の場を提供する目的で喫茶コーナーを設け、営業している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は17・18年度は前年比約9%の増加で、多目的ホールの増加と夜間利用者の増加が要因であると考えられる。
【管理運営コスト】 複数年に一度の保守点検等の経費を除いては、前年とほぼ同額の支出となっている。自主事業の充実を図るため、事業費が微増している。なお、指定管理者制度の導入に伴い、平成17年度から子どもの家との費用の按分方法を改めたため、管理費が増加し、人件費が減少した。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

現在の職員配置では、利用者への対応等により、一時的に事務所が不在になる場合がある。施設利用者へのサービス低下を招くことも考えられるので、適正な配置に向けて指定管理者と協議を行う。また、コミュニティセンターの中でも茅ヶ崎駅北口より徒歩圏内に位置するため、営利団体の申し込みが多く、公平の原則にたって適切な判断を行えるよう指導する。

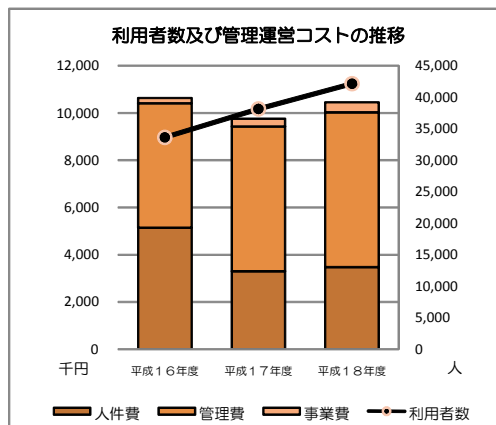
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	33,620	38,136	42,160

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	5,141,006	3,307,661	3,476,190
管理費	5,272,935	6,121,846	6,551,526
事業費	220,000	330,134	418,327
合計	10,633,941	9,759,641	10,446,043



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	316	256	248

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	6	1.71

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
第1会議室	—	46.23	65.64
第2会議室	—	26.93	27.58
第3会議室	—	45.03	51.47
第4会議室	—	42.63	45.03
調理室	—	14.06	14.72
多目的ホール	—	33.33	33.04
大会議室	—	63.35	69.09
和室A	—	11.07	10.30
和室B	—	5.40	7.25

※平成16年度の稼働率のデータはありません。

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3-9 】

施設名	南湖会館		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	南湖4－6－1	設置年月日	平成14年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあつては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	187 m ²	延べ床面積	76 m ²
	会議室等の内容	2階：和室 3階：第1会議室、第2会議室 ※市民窓口センターとの複合施設		
指定管理者	南湖会館管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成14年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

市民窓口センターと併設で地域住民のコミュニティ活動の場として利用されている。また職員は管理運営委員会が地域の主婦、定年退職者を採用している。市とは年5回の定例会を行い、相互理解、意思疎通を図っている。また、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図っており、適正な管理運営がなされている。

2 サービス提供の状況

毎月定例的に管理運営委員会と事務局会議を開催し、意見交換を行い利用者からの意見・要望、その他施設管理について検証し、利用者の利便性向上に努め、格差のないサービスの提供に努めた。自主事業としては、4月にこども囲碁教室(参加者8名)、8月に子ども映画会(参加者189名)、9月に南湖ふれあいまつりを実施している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 会議室等が小規模なため、年々少しずつの利用者増になっている。利用拒否等の事例はなく、開館以来2階の市民窓口センターとともに周知されてきたため、利用者が増加していると推測する。
【管理運営コスト】 平成16年度は自動火災報知器設置工事のため管理費が増えているが、平成17・18年度はほぼ同額の支出となっている。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の更なる増加を図るため、毎年10月に開催される南湖ふれあいまつり等を通じて、会館の利用などを促すよう指導する。

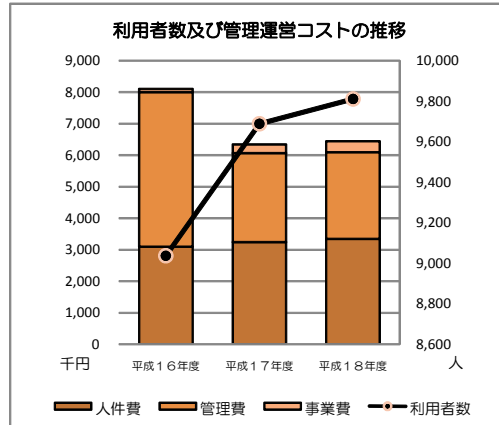
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	9,037	9,689	9,811

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	3,096,434	3,242,830	3,340,693
管理費	4,905,846	2,823,040	2,754,589
事業費	105,000	275,995	350,897
合計	8,107,280	6,341,865	6,446,179



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	897	655	657

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	7	1.64

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
第1会議室	—	40.55	39.32
第2会議室	—	32.95	39.32
和室	—	33.44	31.37

※平成16年度の稼働率のデータはありません。

$$\text{稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3-10】

施設名	鶴嶺東コミュニティセンター		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	地域住民の自主的活動の推進を図るため			
所在地	西久保１８０	設置年月日	平成16年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,325 ㎡	延べ床面積	498 ㎡
	会議室等の内容	1階：多目的ホール、調理室、会議室A、会議室B、会議室C 2階：多目的ホール、大会議室1、大会議室2、和室1、和室2 ※子どもの家さんぽみち及び浜之郷児童クラブとの複合施設		
指定管理者	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成１６年度	指定管理期間	H18.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成１６年４月開設、当初から指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

浜之郷児童クラブ、子どもの家さんぽみちを併設し、地域住民が地域活動を通じて交流を深め、文化教養及び研修・講習又は講演会などのコミュニティ活動の場として利用されている。市とは年5回の定例会を行い、相互理解、意思疎通を図っている。また、職員の接遇研修(年1回)、研修視察(年1回)を行い、資質の向上を図っており、適正な管理運営がなされている。

2 サービス提供の状況

毎月一回事務員、事務責任者、役員による事務局会議を開催し、利用者からの意見、要望、その他施設管理についての意見交換を実施し、格差のないサービスの提供に努めてきた。自主事業としては、9月にそば打ち講座、年5回の男の料理教室、10月に医療講座、11月にコミセンふれあいまつりを開催し、地域に定着してきている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 開館4年目として利用者数は各年度を通して増加している。要因としては、地域集会施設として地域に根ざした運営がなされている結果と思われる。
【管理運営コスト】 複数年に一度の保守点検等の経費を除いては、前年とほぼ同額の支出となっている。なお平成17年度から子どもの家との費用の按分方法を改めたため、管理費及び人件費が減少した。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

職員の接遇面で、一部の利用者から苦情等が寄せられており、コミセン連絡会等の研修を通じて改善するよう指導する。また、施設に従事している職員には全て男性のであるため、今後の採用に際しては女性の登用も一つの改善策であること提案する。

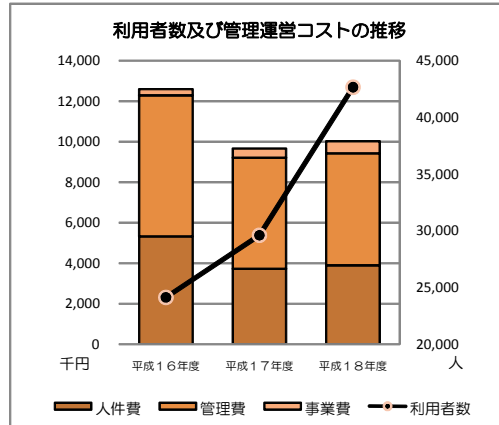
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (指定管理者)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	24,137	29,615	42,673

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (指定管理者)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	5,323,770	3,731,079	3,898,079
管理費	6,974,517	5,478,601	5,525,402
事業費	302,383	460,455	598,775
合計	12,600,670	9,670,135	10,022,256



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (指定管理者)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (指定管理者)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	522	327	235

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	8	1.12

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (指定管理者)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
1階多目的ホール	—	—	56.62
調理室	—	19.30	23.62
会議室A	—	37.84	41.39
会議室B	—	23.44	21.30
会議室C	—	20.39	22.05
2階多目的ホール	—	—	64.79
大会議室1	—	22.84	31.12
大会議室2	—	26.99	33.00
和室1	—	12.32	12.03
和室2	—	11.23	11.92

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$ ※平成16年度の稼働率のデータはありません。

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3-11】

施設名	茅ヶ崎市民活動サポートセンター		施設所管課	市民活動推進課
施設の設置目的	市民活動を支援するため			
所在地	茅ヶ崎3-2-7	設置年月日	平成14年4月1日	
休館日	①第3水曜日。②1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時30分から午後9時30分までとする。			
建物規模	敷地面積	933 m ²	延べ床面積	306 m ²
	会議室等の内容	フリースペース、作業スペース、情報コーナー、ブレイルーム、ロッカー、レターケース、展示ボード、展示レール		
指定管理者	特定非営利活動法人NPOサポートちがさき			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成14年4月開設、平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

市民の自主的な市民活動を推進する拠点施設として、条例・規則を遵守した適正な管理運営がなされている。また、協定書に定める業務の履行状況、利用者からの相談・苦情等については、市との定期連絡会（月1回）の中で毎月報告されており、相互理解と情報の共有に努めている。その他、維持管理上の問題点等は、適宜、報告を受け、双方で協議しながら解決を図っている。

2 サービス提供の状況

市民活動団体の情報提供に関しては、ガイドブックや情報誌の発行、ホームページの更新、情報コーナーの充実に積極的に取り組んでいる。市民活動全般に関する相談にも親身に対応し、団体交流・懇談事業「市民活動カフェ」「市民活動フォーラム」やスキルアップのためのNPO講座、ボランティアや総合学習の支援など多彩な事業を定期的に行っている。また、事業実施時のアンケートや利用者からの意見箱の設置等により、利用団体との課題の共有やニーズの把握に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 開館以来、利用者数は増加してきているが、18年度は横ばいであった。ブレイルームの存在が浸透してきており、子育て中の方の利用が増えている。また、作業コーナーを充実したことにより、印刷機の利用が増えている。
【管理運営コスト】 指定管理者への移行に伴う管理費及び事業費の増加は、委任事業の充実と事業実施に係る職員の人件費、消耗品費、通信運搬費等を経費として反映させたことによるもので、管理運営コストは横ばいで推移している。
【使用料】 貸し会議室はなく、ロッカー使用料（平成17年度は平成18年度上半期前受金を含む。）を収入として計上している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

複雑化する地域課題を解決していく上で、市民活動の果たす役割は、今後、ますます重要になっている。また、市民活動を活性化していくためには、市民活動の担い手として、若年層や団塊世代などを幅広く取り込んでいく必要がある。そのため、ニーズに即したスキルアップ講座の開催、ガイドブックへの掲載情報の充実、個人でも参加しやすい交流事業の開催、協働事業や組織運営などに対するきめ細かいコンサルティングなど、中間支援組織として、信頼され、親しまれる施設づくりに心がけるよう指導する。

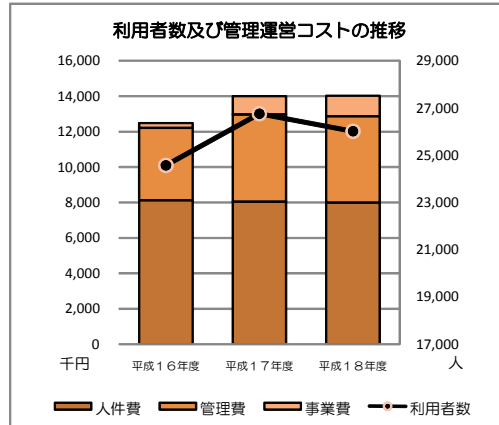
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	24,574	26,760	26,021

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	8,122,760	8,045,475	7,998,142
管理費	4,095,436	4,929,243	4,870,746
事業費	265,000	1,019,581	1,152,312
合計	12,483,196	13,994,299	14,021,200



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	110,800	200,800	77,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	508	523	539

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	12	4.48

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
ロッカー	64.00	81.00	80.00

※稼働率 = $\frac{1 \text{ 年間に利用があった使用区分の数}}{1 \text{ 年間の利用可能な使用区分の数}}$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 3-12】

施設名	茅ヶ崎市茶室・書院（松籟庵）		施設所管課	公園みどり課
施設の設置目的	市民の文化及び教養の向上を図るため			
所在地	東海岸北1－4－50	設置年月日	平成3年11月3日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後4時30分までとする。			
建物規模	敷地面積	2,017 m ²	延べ床面積	126 m ²
	会議室等の内容	次の間・書院・水屋、茶室・水屋		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.4.1～H20.3.31	
施設の沿革	平成3年7月より開設。委託から平成18年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設の目的である市民の文化教養の向上を図り、茶道等を通じた日本文化の場として使用されるように施設及び庭園の維持管理に努めている。また、茅ヶ崎の観光資源の一つとして市外からも一般来園者が多数訪れる中、利用者の満足度を高める努力をしている。なお、指定管理者とは年2回程度の情報更新・意見交換の機会を設け、協定書・仕様書等に定める業務について相互の確認をもとに、適正に管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

指定管理者制度の導入により、使用の申請や承認・管理事務が一元化され迅速で細やかな事務処理が行われ、利用者の利便性の向上が図られている。また、利用者からの要請等をふまえ炭点前の実現や座イスの配置、また、空調設備や給湯設備の改善など、サービス・施設の質の向上が図られている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 利用者数は各年度を通して増加している。要因として、茶道での利用の増加等が挙げられる。平成18年度からは茶室と書院を同時に利用できるように施設の運用を改善した。
【管理運営コスト】 平成18年度の指定管理者制度導入により、平成17年度まで含んでいなかった小規模の修繕料を指定管理料に参入したため支出が増加した。この修繕料を除けば、管理費は平成16・17年度と同程度である。
【使用料】 施設の周知が図られた結果、茶室利用の増加により、平成17年度の使用料収入と比較すると約35万円の増となった。

4 今後の業務改善に向けた考え方

これまでの常設の要望箱に加え、アンケート等を実施することで利用者による要望の把握に努め、施設の整備・改修あるいは利便性の向上について随時検討し、実施していくように指導する。また、今後は、美術館との連携や庭園の一体的な利用を含めた指定管理者による自主事業の充実なども検討課題とし、より一層の市民サービスの向上を目指すことを指導する。さらに、半日単位の利用及び茶室の一層の利用について周知することで、利用率の向上を図る。

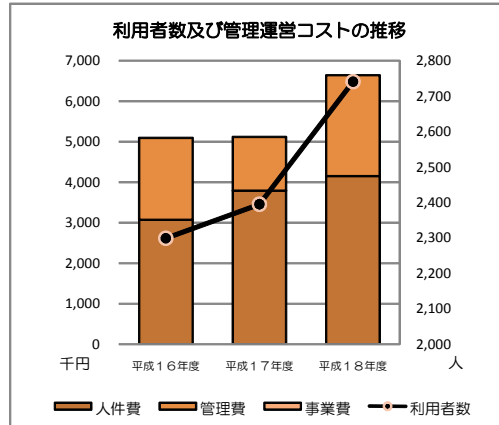
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	2,299	2,395	2,741

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	3,074,926	3,792,731	4,154,457
管理費	2,022,378	1,323,983	2,488,325
事業費	—	—	—
合計	5,097,304	5,116,714	6,642,782



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	1,102,000	1,334,000	1,676,500

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	2,217	2,136	2,423

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	1	3	1.59

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
次の間・書院・水屋	24.50	32.20	44.80
茶室・水屋	9.60	8.50	10.20

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

4 医療・社会福祉施設

【施設番号 4-1 】

施設名	子どもの家銀河（ぎんが）		施設所管課	青少年課
施設の設置目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	小和田 1－2 2－6 0	設置年月日	昭和63年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	703 m [㎡]	延べ床面積	102 m [㎡]
	会議室等の内容	木製大型遊具・卓球台・カラーブロック・談話スペースや屋外には砂場を設置。 ※小和田地区コミュニティセンターとの複合施設		
指定管理者	小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成 1 7 年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	昭和63年4月開設、管理運営委員会から平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

指定管理者は、当該子どもの家の存する区域に居住する者で構成される団体であることから、子どもの家の設置目的を最も理解し、子どもの心身の健全な発達を図るため、適切な管理運営がなされている。また、当該施設はコミュニティセンターとの複合施設であり、指定管理者が一体的な施設の管理を行うことで、大人から幼児までがふれあうことができるよう効果的な管理運営に努めている。

2 サービス提供の状況

日常から施設を利用する子どもたちが安心してかつ安全に遊べるよう配慮に努めている。特に、当該施設は大型木製遊具等を整えているので、事故のないよう努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成16～18年度の3年間で、各年度1万人を超える利用者数があるものの、各年度数パーセントずつ減少している。周知不足等が考えられる。
【管理運営コスト】 平成17年度から地域集会施設との費用の按分方法を改めたため、これまで地域集会施設で計上していた費用の一部を本施設で計上することとしたことにより、人件費および管理費が発生した。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

施設を利用する子どもたちが気軽に気持ちよく利用できるように、定期的な巡回活動による遊具等設備の異常箇所早期発見につとめ、効率的かつ計画的な修繕を事故防止の観点に立って実施する。
また、利用者や施設の状況について、専属職員と定期的に相互認識を図るとともに、意識調査等により利用者ニーズの分析を行う。
更に、施設利用を促進するため、コミュニティセンター及び市関係各課との連携を図ることも含め検討していく。そして遊具等設備を周知するため、ホームページに効果的な記事を掲載していく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	11,452	11,144	10,765

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	—	2,013,234	2,050,045
管理費	—	440,671	438,280
事業費	—	—	—
合計	—	2,453,905	2,488,325

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

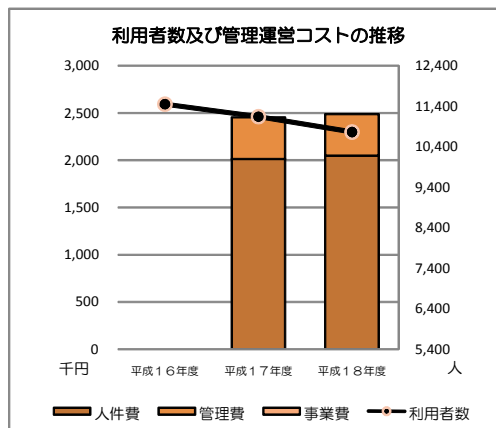
項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	—	220	231

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	6	1.20

●施設の稼働率

※子ども家は定員が設定されていないため稼働率は記載していません。



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-2 】

施設名	子どもの家わいわいハウス		施設所管課	青少年課
施設の設置目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	堤 1 9 4 8－1	設置年月日	平成5年8月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,654 m ²	延べ床面積	130 m ²
	会議室等の内容	木製大型遊具・卓球台・ブロック・6畳の畳スペースや屋外には砂場も設置。 ※小出地区コミュニティセンターとの複合施設		
指定管理者	小出地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成 1 7 年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成5年8月開設、管理運営委員会から平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

指定管理者は、当該子どもの家の存する区域に居住する者で構成される団体であることから、子どもの家の設置目的を最も理解し、子どもの心身の健全な発達を図るため、適切な管理運営がなされている。また、当該施設はコミュニティセンターとの複合施設であり、指定管理者が一体的な施設の管理を行うことで、大人から幼児までがふれあうことができるよう効果的な管理運営に努めている。

2 サービス提供の状況

日常から施設を利用する子どもたちが安心してかつ安全に遊べるよう配慮に努めている。特に、当該施設は大型木製遊具等を整えているので、事故のないよう努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成16～18年度の3年間で、各年度数パーセントずつ増加している。これは自主事業や企画事業が多いことによるものと考えられる。
【管理運営コスト】 平成17年度から地域集会施設との費用の按分方法を改めたため、これまで地域集会施設で計上していた費用の一部を本施設で計上することとしたことにより、人件費および管理費が発生した。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

施設を利用する子どもたちが気軽に気持ちよく利用できるように、定期的な巡回活動による遊具等設備の異常箇所早期発見につとめ、効率的かつ計画的な修繕を事故防止の観点に立って実施する。
また、利用者や施設の状況について、専属職員と定期的に相互認識を図るとともに、意識調査等により利用者ニーズの分析をおこなう。
更に、施設利用を促進するため、コミュニティセンター及び市関係各課との連携を図ることも含め検討していく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	5,873	6,190	6,368

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	—	2,022,658	2,042,176
管理費	—	700,719	770,036
事業費	—	—	—
合計	—	2,723,377	2,812,212

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

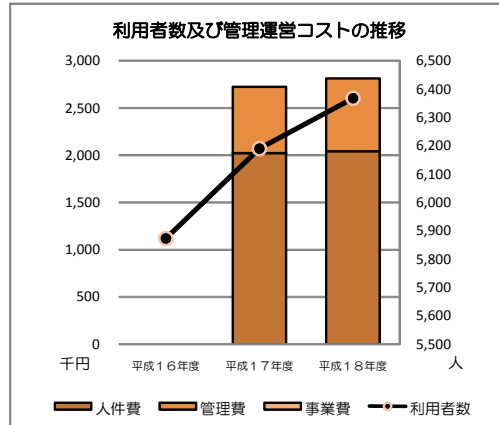
項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	—	440	442

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	5	1.12

●施設の稼働率

※子ども家は定員が設定されていないため稼働率は記載していません。



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-3 】

施設名	子どもの家わくわくらんど		施設所管課	青少年課
施設の設置目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	中島1670	設置年月日	平成10年6月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	887 m ²	延べ床面積	117 m ²
	会議室等の内容	小型遊具(ブロック等)・卓球台や6畳の畳スペースを設置。 ※コミュニティセンター湘南との複合施設		
指定管理者	湘南地区地域集会施設管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成10年6月開設、管理運営委員会から平成17年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

指定管理者は、当該子どもの家の存する区域に居住する者で構成される団体であることから、子どもの家の設置目的を最も理解し、子どもの心身の健全な発達を図るため、適切な管理運営がなされている。また、当該施設はコミュニティセンターとの複合施設であり、指定管理者が一体的な施設の管理を行うことで、大人から幼児までがふれあうことのできるよう効果的な管理運営に努めている。

2 サービス提供の状況

日常から施設を利用する子どもたちが安心してかつ安全に遊べるよう、その配慮に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成16年度に約8,000人だったが、その後は5,000人台で推移している。16年度に老朽化した大型遊具を撤去したことも一因と考えられる。
【管理運営コスト】 平成17年度から地域集会施設との費用の按分方法を改めたため、これまで地域集会施設で計上していた費用の一部を本施設で計上することとしたことにより、人件費および管理費が発生した。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

施設を利用する子どもたちが気軽に気持ちよく利用できるように、定期的な巡回活動による遊具等設備の異常箇所早期発見につとめ、効率的かつ計画的な修繕を事故防止の観点に立って実施する。また、利用者や施設の状況について、専属職員と定期的に相互認識を図るとともに、意識調査等により利用者ニーズの分析をおこなう。更に、施設利用を促進するため、コミュニティセンター及び市関係各課との連携を図ることも含め検討していく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	7,985	5,673	5,491

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	—	2,017,700	2,037,695
管理費	—	684,424	682,926
事業費	—	—	—
合計	—	2,702,124	2,720,621

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

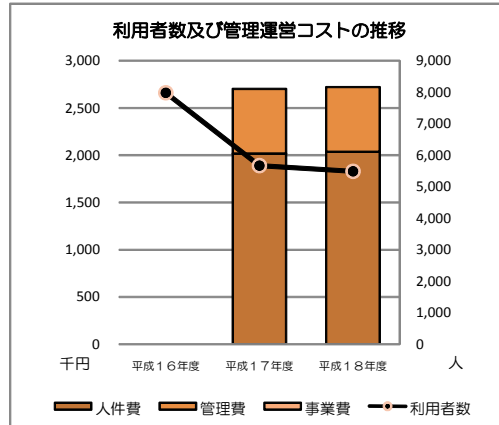
項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	—	476	495

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後 の人数
人数	—	6	1.17

●施設の稼働率

※子ども家は定員が設定されていないため稼働率は記載していません。



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-4 】

施設名	子どもの家茅っ子（かやっこ）		施設所管課	青少年課
施設の設置目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	元町１０－３３	設置年月日	平成14年1月5日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,127 ㎡	延べ床面積	128 ㎡
	会議室等の内容	大型遊具・卓球台や8畳の畳スペースを設置。 ※茅ヶ崎地区コミュニティセンターとの複合施設		
指定管理者	茅ヶ崎地区コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成１７年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成１４年１月開設、管理運営委員会から平成１７年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

指定管理者は、当該子どもの家の存する区域に居住する者で構成される団体であることから、子どもの家の設置目的を最も理解し、子どもの心身の健全な発達を図るため、適切な管理運営がなされている。また、当該施設はコミュニティセンターとの複合施設であり、指定管理者が一体的な施設の管理を行うことで、大人から幼児までがふれあうことができるよう効果的な管理運営に努めている。

2 サービス提供の状況

日常から施設を利用する子どもたちが安心してかつ安全に遊べるよう配慮に努めている。特に、当該施設は大型木製遊具等を整えているので、事故のないよう努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成16～18年度の3年間で、各年度数パーセントずつ減少しているものの、5,000人台で推移している。周知不足等が考えられる。
【管理運営コスト】 平成17年度から地域集会施設との費用の按分方法を改めたため、これまで地域集会施設で計上していた費用の一部を本施設で計上することとしたことにより、人件費および管理費が発生した。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

施設を利用する子どもたちが気軽に気持ちよく利用できるように、定期的な巡回活動による遊具等設備の異常箇所早期発見につとめ、効率的かつ計画的な修繕を事故防止の観点に立って実施する。
また、利用者や施設の状況について、専属職員と定期的に相互認識を図るとともに、意識調査等により利用者ニーズの分析をおこなう。
更に、施設利用を促進するため、コミュニティセンター及び市関係各課との連携を図ることも含め検討していく。そして遊具等設備を周知するため、ホームページに効果的な記事を掲載していく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	5,826	5,384	5,138

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	—	2,016,009	2,024,655
管理費	—	28,264	32,400
事業費	—	—	—
合計	—	2,044,273	2,057,055

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

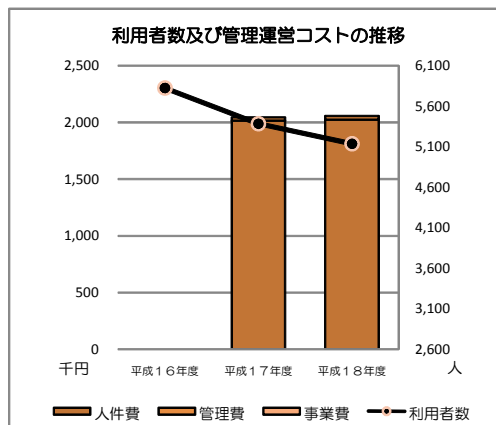
項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	—	380	400

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	6	1.12

●施設の稼働率

※子ども家は定員が設定されていないため稼働率は記載していません。



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-5 】

施設名	子どもの家さんぽみち		施設所管課	青少年課
施設の設置目的	子どもに遊び場を提供し、もって心身の健全な発達を図るため			
所在地	西久保180	設置年月日	平成16年4月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後5時までとする。ただし、1月、11月及び12月にあっては、午前9時から午後4時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,325 m ²	延べ床面積	119 m ²
	会議室等の内容	木製大型遊具・卓球台・ブロックや8畳の畳スペースを設置。 ※鶴嶺東コミュニティセンター及び浜之郷児童クラブとの複合施設		
指定管理者	鶴嶺東コミュニティセンター管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成16年度	指定管理期間	H18.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成16年4月開設、指定管理者制度で管理運営。			

1 指定管理業務の履行状況

指定管理者は、当該子どもの家の存する区域に居住する者で構成される団体であることから、子どもの家の設置目的を最も理解し、子どもの心身の健全な発達を図るため、適切な管理運営がなされている。また、当該施設はコミュニティセンターとの複合施設であり、指定管理者が一体的な施設の管理を行うことで、大人から幼児までがふれあうことができるよう効果的な管理運営に努めている。

2 サービス提供の状況

日常から施設を利用する子どもたちが安心してかつ安全に遊べるよう配慮に努めている。特に、当該施設は大型木製遊具等を整えているので、事故のないよう努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成16年度は開館当初ということもあり、1万人を超える来館があったが、次の年からは利用者数も7,000人台で推移している。
【管理運営コスト】 平成17年度から地域集会施設との費用の按分方法を改めたため、これまで地域集会施設で計上していた費用の一部を本施設で計上することとしたことにより、人件費および管理費が発生した。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

施設を利用する子どもたちが気軽に気持ちよく利用できるように、定期的な巡回活動による遊具等設備の異常箇所早期発見につとめ、効率的かつ計画的な修繕を事故防止の観点に立って実施する。
また、利用者や施設の状況について、して管理者と定期的に相互認識を図るとともに、意識調査等により利用者ニーズの分析を行う。
更に、施設利用を促進するため、コミュニティセンター及び市関係各課との連携を図ることも含め検討していく。そして遊具等設備を周知するため、ホームページに効果的な記事を掲載していく。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (指定管理者)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	10,405	7,884	7,620

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (指定管理者)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	—	2,011,191	2,071,104
管理費	—	714,877	661,492
事業費	—	—	—
合計	—	2,726,068	2,732,596

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (指定管理者)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

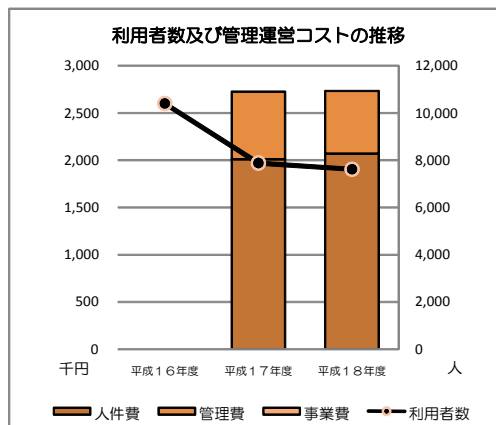
項目	平成16年度 (指定管理者)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	—	346	359

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後 の人数
人数	—	3	1.12

●施設の稼働率

※子ども家は定員が設定されていないため稼働率は記載していません。



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-6 】

施設名	茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園		施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的	知的障害児通園施設運営及び児童ディサービスを行うため			
所在地	松が丘 2－8－5 1	設置年月日	昭和50年4月1日	
休園日	①日曜日及び土曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開園時間	午前8時30分から午後6時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,815 m [㎡]	延べ床面積	1,024 m [㎡]
	会議室等の内容	事務室・指導室・生活指導室・会議室等 定員：知的障害児通園施設30名、児童ディサービス事業20名(利用定員)		
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団			
指定管理者制度導入年度	平成18 年度	指定管理期間	H18.4.1～H20.3.31	
施設の沿革	昭和50年に開設したが、平成5年4月より茅ヶ崎市社会福祉事業団が管理運営を受託し、平成18年4月より指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

条例の設置目的である障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるように支援をしている。指定管理者の行う理事会、評議員会への市担当者の出席や、随時の協議による情報交換も頻繁に行われており、市と指定管理者相互の認識のもとに、事業の適正な運営が図られている。また、施設の長寿命化検査にあわせ指定管理者と検査を行い施設の管理についても連絡を密に行っている。

2 サービス提供の状況

平成19年度当初は、知的障害児通園事業及び児童デイサービス事業を行っていたが、年度途中より協定を変更し、障害児日中一時支援事業や一般保育体験事業を追加して行っている。一般保育体験事業は、障害児が一般の保育園児と交流することにより、能力の発達がみられている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成15年度から児童デイサービスを開始し、登録人数及び利用人数が増加しているが、利用定員があり、大幅な増加はない。しかし、障害児または障害の疑いのある児童は増えており待機者は増えている。
【管理運営コスト】 正規職員2人の退職及び1人育児休業の代替に臨時職員を充てたことにより17年度より18年度は人件費が減少した。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

サービスの質の向上と継続性の観点から正規職員の雇用を検討する。また重度の障害者の受け入れについても検討していく。

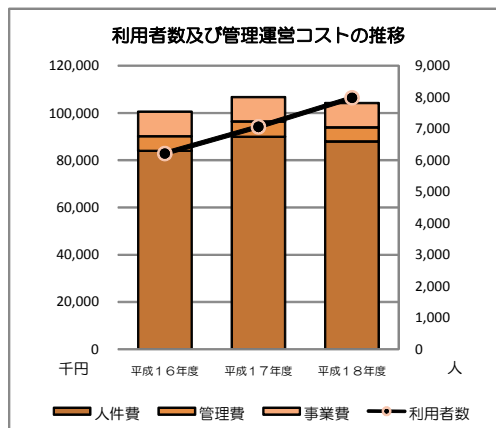
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	6,217	7,064	7,981

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	83,985,184	89,948,742	87,881,653
管理費	6,154,970	6,408,306	6,015,358
事業費	10,407,364	10,376,184	10,344,341
合計	100,547,518	106,733,232	104,241,352



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	16,173	15,109	13,061

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	13	10	20.24

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園	65.50	67.80	61.80

※茅ヶ崎市心身障害児通園施設つつじ学園は出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{年間の施設の利用者数}}{\text{施設の定員} \times \text{年間の施設の開園日数}}$$

【施設番号 4-7 】

施設名	茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム		施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的	障害者の福祉の向上を図るため			
所在地	別表4-7参照	設置年月日	別表4-7参照	
休所日	①日曜日及び土曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	午前8時30分から午後5時までとする。			
建物規模	敷地面積	別表4-7参照	延べ床面積	別表4-7参照
	会議室等の内容	別表4-7参照		
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.4.1～H20.3.31	
施設の沿革	別表4-7参照			

1 指定管理業務の履行状況

条例の設置目的である障害者の社会活動、就労支援や居場所を提供している。指定管理者の行う理事会、評議員会への市担当者の出席や、随時の協議による情報交換も頻繁に行われており、市と指定管理者相互の認識のもとに、事業の適正な運営が図られている。また、施設の長寿命化検査にあわせ指定管理者と検査を行い施設の管理についても連絡を密に行っている。

2 サービス提供の状況

地域作業所、身体障害者授産施設の運営を指定管理者が行っている。障害者の活動として作業を行ったり、レクリエーションをしたり、それぞれの施設で特徴のある運営を行っている。作業による工賃も障害者施設としては、高い水準を維持しており、さらに上を目指している。また、一般就労の支援についても、平成18年度は2名の障害者の方が就労している。出席率は8割を超えており、障害者が安心して利用できる施設として安定した運営を行っている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 各施設には定員が決まっており、年度ごとの増減については、一般就労などによる退所者や病気などによる欠員の期間などにより生じている。
【管理運営コスト】 施設長2名の退職に際し、1名の施設長が他の施設の長を兼務することにより人件費が減少した。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

今後、障害者自立支援法に基づく施設への移行を考えおり、就労移行支援や就労継続支援など、現在市内で行われていない事業の実施を検討している。また、重度の障害者の受入についても検討している。

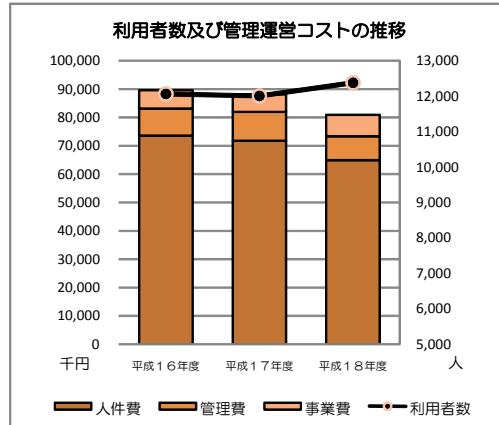
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	12,067	12,006	12,379

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	73,622,782	71,722,902	64,910,563
管理費	9,580,496	10,258,317	8,431,745
事業費	6,352,187	6,142,913	7,568,992
合計	89,555,465	88,124,132	80,911,300



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	7,422	7,340	6,536

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	9	22	20.19

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
ふれあい活動ホーム赤羽根	86.10	87.40	87.30
ふれあい活動ホームあかしあ	86.50	85.20	86.20
ふれあい活動ホーム第2あかしあ	83.70	88.80	83.10

※茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{年間の施設の利用者数}}{\text{施設の定員} \times \text{年間の施設の開所日数}}$$

別表4-7 茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームの施設の概要

施設名	ふれあい活動ホーム赤羽根			施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的		障害者の福祉の向上を図るため			
設置年月日	平成5年4月1日			所在地	赤羽根338-1
建物規模	敷地面積	540 m ²		会議室等の 内容	事務室・作業室・食堂等 定員23名
	延べ床面積	1,229 m ²			
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	平成4年に消防署松林出張所との併設施設として建設され、平成5年4月より茅ヶ崎市社会福祉事業団が管理運営を受託し開設した。平成18年4月より指定管理者制度に移行。				

施設名	ふれあい活動ホームあかしあ			施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的		障害者の福祉の向上を図るため			
設置年月日	平成1年10月1日			所在地	松浪1－10－4
建物規模	敷地面積	278 ㎡		会議室等の 内容	事務室・作業室・食堂等 定員15名
	延べ床面積	654 ㎡			
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	平成元年に市が設立し、福祉3団体が運営する。平成5年4月に、茅ヶ崎市社会福祉事業団が管理運営を受託した。平成18年4月より指定管理者制度に移行。				

施設名	ふれあい活動ホーム第2あかしあ			施設所管課	障害福祉課
施設の設置目的		障害者の福祉の向上を図るため			
設置年月日	昭和38年10月1日			所在地	十間坂1－4－8
建物規模	敷地面積	259 ㎡		会議室等の 内容	事務室・活動室等 定員25名
	延べ床面積	1,219 ㎡			
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団			指定管理者制度導入年度	平成18 年度
施設の沿革	昭和38年に開所した共同作業所を58年に改修し、生きがい事業団が管理運営を行い、平成2年から直営となった。平成5年から茅ヶ崎市社会福祉事業団が管理運営を受託し、平成18年より指定管理者制度に移行。				

【施設番号 4-8 】

施設名	茅ヶ崎市今宿児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	今宿1225-1	設置年月日	平成13年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時までとする。ただし、学校の休業日(その日が前条の休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前9時から午後6時までとする。			
建物規模	敷地面積	156 m ²	延べ床面積	59 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	学童保育所たんぽぽクラブ			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成13年4月1日、現所在地に公設。平成17年4月1日、管理運営委託から指定管理者制度へ移行。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 小学校低学年児童がいる共働き世帯の増加等により、利用者数は増加傾向にある。
【管理運営コスト】 利用者数の増加に応じた経費の増加となっている。
【使用料】 利用者数の増加に伴い、収入も増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び質ともに充実することが必要になる。そのため、指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図り、児童クラブの運営の基盤を強固なものとし、より安定した運営を目指す。

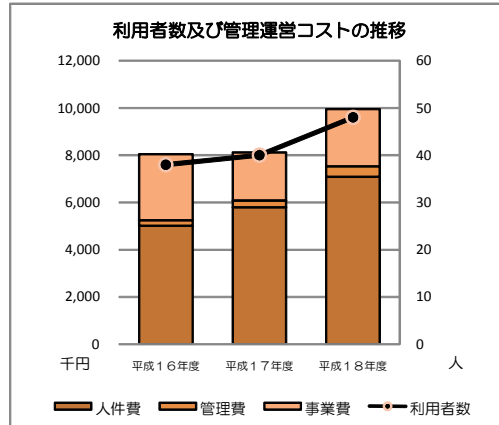
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	38	40	48

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	5,014,711	5,796,069	7,086,587
管理費	233,628	286,379	443,837
事業費	2,797,239	2,035,538	2,422,867
合計	8,045,578	8,117,986	9,953,291



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	3,291,800	3,376,900	4,118,700

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	211,726	202,950	207,360

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	3	3.16

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
保育スペース	61.00	66.00	62.00

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{1年間の出席児童数}}{\text{1年間の在籍児童数}}$$

【施設番号 4-9 】

施設名	茅ヶ崎市梅田児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	茅ヶ崎 1－5－46	設置年月日	昭和59年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時までとする。ただし、学校の休業日(その日が前条の休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前9時から午後6時までとする。			
建物規模	敷地面積	468 m ²	延べ床面積	97 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ ※梅田文化財収蔵庫との併設		
指定管理者	梅田学童保育所つくしんぼクラブ			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成14年4月1日、現所在地に公設。平成17年4月1日、管理運営委託から指定管理者制度へ移行。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。
施設面では、入所児童数増加に対応するため、平成18年度から分室を設け、よりよい保育環境を確保した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 特に、この地域に関してはマンション等の建設により、小学校低学年児童がいる共働き世帯が増加し、利用者が増加傾向にある。
【管理運営コスト】 入所児童数が年々増加しているため施設の増設が必要となり、人件費や管理費が増加している。
【使用料】 利用者数に応じて収入が増減している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、第2クラブを設置、公設化することによって安定した運営を行い、管理していく。また、指導員の配置数及び質ともに充実することが必要になるため、指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図り、児童クラブの運営の基盤をより強固なものとする。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	82	82	95

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	8,385,254	9,763,353	13,315,811
管理費	523,672	2,649,696	3,806,887
事業費	4,464,158	1,738,595	4,345,987
合計	13,373,084	14,151,644	21,468,685

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	6,902,370	6,495,612	10,273,526

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	163,086	172,581	225,986

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

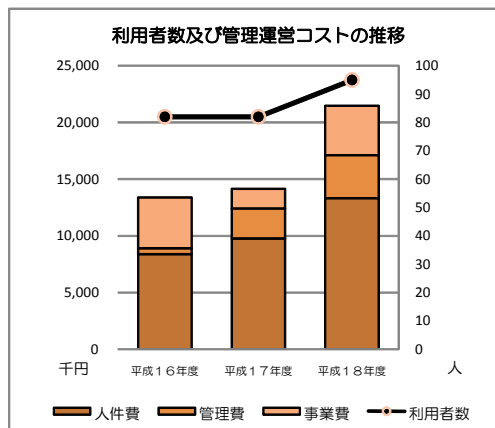
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	9	5.73

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
保育スペース	59.00	62.00	65.00

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{1年間の出席児童数}}{\text{1年間の在籍児童数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-10】

施設名	茅ヶ崎市浜須賀児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	白浜町3ー24	設置年月日	平成13年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時までとする。ただし、学校の休業日(その日が前条の休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前9時から午後6時までとする。			
建物規模	敷地面積	160 m ²	延べ床面積	78 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	おおなみクラブ			
指定管理者制度導入年度	平成17 年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成15年4月1日、現所在地に公設。平成17年4月1日、管理運営委託から指定管理者制度へ移行。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。また、浜須賀児童クラブは学校敷地を区分して設置されており、屋外での遊びも指導員の引率のもと道路を通ることなく校庭で自由に遊ぶことができる。施設面では、入所児童数増加に対応するため、平成19年度から分室を設け、よりよい保育環境を確保した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成16年度から平成18年度の利用者数は減少している。
【管理運営コスト】 平成18年度は、保育環境を整えるため、指導員の人材確保を図ることにより、人件費の割合が増加したが、総支出額については抑制された。
【使用料】 平成18年度に利用者数が減少しているにもかかわらず育成料（使用料）が増加しているのは、平成18年度に育成料の単価を若干上げたためである。

4 今後の業務改善に向けた考え方

平成19年度以後の需要は増加傾向にあり、今後は指導員の配置数及び質を充実させることが必要となる。そのため、指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図り、児童クラブの運営の基盤を強固なものとし、より安定した運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	71	66	64

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	8,111,378	8,029,137	9,223,302
管理費	1,100,113	988,263	1,016,019
事業費	3,682,110	3,981,680	875,615
合計	12,893,601	12,999,080	11,114,936

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	6,057,500	5,385,300	6,183,400

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	181,600	196,956	173,671

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

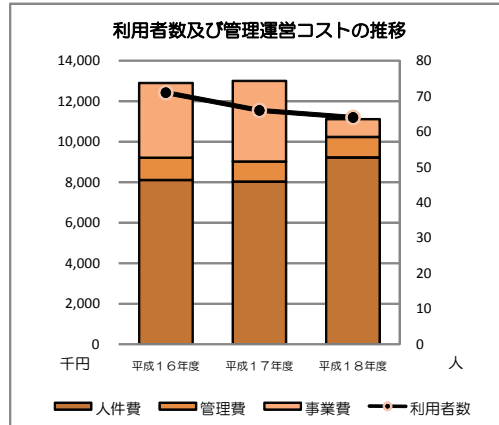
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	1	9	3.92

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
保育スペース	57.00	61.00	62.00

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{1 \text{ 年間の出席児童数}}{1 \text{ 年間の在籍児童数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-11】

施設名	茅ヶ崎市浜之郷児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	西久保180	設置年月日	平成10年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時までとする。ただし、学校の休業日(その日が前条の休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前9時から午後6時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,325 m ²	延べ床面積	99 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ ※鶴嶺東コミュニティセンター及び子どもの家さんぽみちとの複合施設		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成16年度	指定管理期間	H18.4.1～H22.3.31	
施設の沿革	平成16年4月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。また、浜之郷児童クラブでは、子どもたちが音楽にふれる機会を増やすため、バイオリンとピアノの合奏を指導員自ら演奏して聴かせる等している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成17年度以降はおおむね同水準で推移している。今後もその傾向は続くと思われる。
【管理運営コスト】 利用者数の増減に応じた支出の変化となっている。
【使用料】 利用者数に応じて、収入が増減している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

今後は指導員の配置数及び質を充実させることが必要となる。そのため、指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図り、児童クラブの運営の基盤を強固なものとし、より安定した運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (指定管理者)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	45	57	54

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (指定管理者)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	7,431,701	8,909,246	9,341,681
管理費	564,030	612,379	698,443
事業費	1,374,479	4,554,783	2,087,492
合計	9,370,210	14,076,408	12,127,616

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (指定管理者)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	4,048,800	7,443,300	5,641,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (指定管理者)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	208,227	246,955	224,585

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

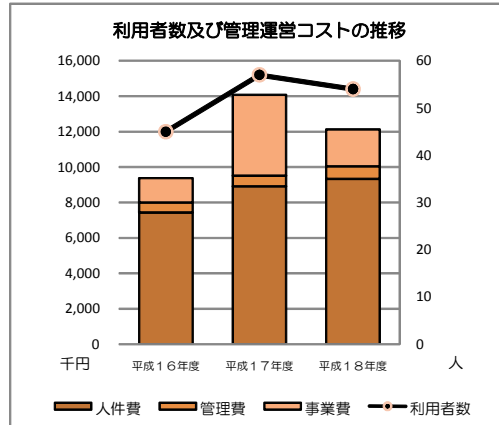
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	8	4.18

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (指定管理者)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
保育スペース	63.00	69.00	69.00

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{1年間の出席児童数}}{\text{1年間の在籍児童数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-12】

施設名	茅ヶ崎市小出児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	堤1967	設置年月日	平成10年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時までとする。ただし、学校の休業日(その日が前条の休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前9時から午後6時までとする。			
建物規模	敷地面積	96 m ²	延べ床面積	83 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H18.1.1～H22.3.31	
施設の沿革	平成18年1月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 小学校低学年児童がいる共働き世帯などの増加により、利用者数は、増加傾向にある。
【管理運営コスト】 平成17年度の管理費は、公設化の準備に係る一時的経費の支出により増加した。
【使用料】 平成17年度に、利用者数の増加に対して使用料(育成料)が減少しているのは、市内の児童クラブの利用に対する公平性を確保するために育成料の単価を他のクラブの水準に合わせて下げたことによる。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び質を充実させることが必要となる。そのため、指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図り、児童クラブの運営の基盤を強固なものとし、より安定した運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託・指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	37	40	42

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託・指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	5,633,020	5,592,748	6,758,655
管理費	1,911,819	3,418,995	653,553
事業費	2,701,198	1,423,384	984,561
合計	10,246,037	10,435,127	8,396,769

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託・指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	4,121,750	3,823,700	3,870,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託・指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	276,920	260,878	199,923

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

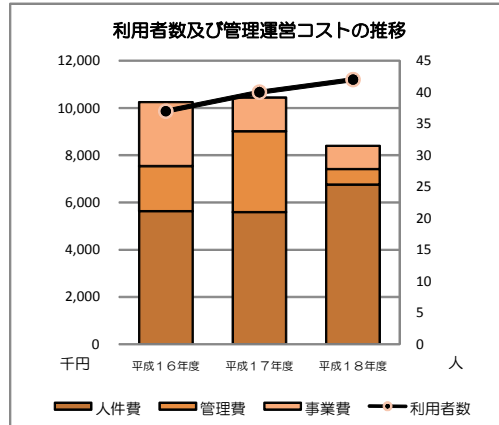
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	5	3.10

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託・指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
保育スペース	—	75.00	69.00

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。平成16年度の稼働率のデータはありません。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{1年間の出席児童数}}{\text{1年間の在籍児童数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-13】

施設名	茅ヶ崎市小和田児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	小和田3-2-43	設置年月日	平成4年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時までとする。ただし、学校の休業日(その日が前条の休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前9時から午後6時までとする。			
建物規模	敷地面積	480 m ²	延べ床面積	99 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.7.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成18年7月1日、現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。また、小和田児童クラブでは、陶芸家である保護者に依頼し、子どもたちに陶芸を教える等、特色ある教室を開催している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 小学校低学年児童がいる共働き世帯などの増加により、利用者数は、増加傾向にある。
【管理運営コスト】 平成17年度の管理費は、公設化の準備に係る一時的経費の支出により増加した。
【使用料】 利用者数の増加に伴い、収入も増加している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び質を充実させることが必要となる。そのため、指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図り、児童クラブの運営の基盤を強固なものとし、より安定した運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)
利用者数	35	40	45

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)
人件費	4,097,228	5,848,908	6,986,435
管理費	862,873	1,829,230	984,510
事業費	1,226,903	1,345,028	996,474
合計	6,187,004	9,023,166	8,967,419

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)
使用料	3,252,300	4,740,350	5,249,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)
コスト	176,772	225,579	199,276

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

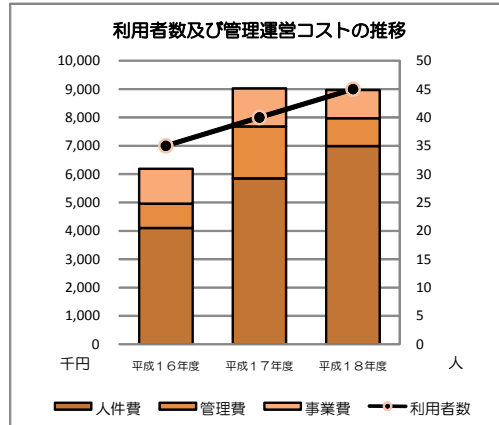
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	1	6	3.33

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)
保育スペース	57.00	66.00	66.00

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{1年間の出席児童数}}{\text{1年間の在籍児童数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-14】

施設名	茅ヶ崎市松浪児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	富士見町2－13	設置年月日	平成17年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時までとする。ただし、学校の休業日(その日が前条の休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前9時から午後6時までとする。			
建物規模	敷地面積	393 m ²	延べ床面積	71 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ ※茅ヶ崎市緑が浜児童クラブとの併設		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.10.1～H22.3.31	
施設の沿革	平成17年4月1日に緑が浜児童クラブから分離した後、平成18年10月1日に現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。また、松浪児童クラブでは毎年夏休みの時期に太鼓教室を開催している。併設する緑が浜児童クラブと合同でイベントを行い、活発な交流が図られている。施設面では、入所児童数増加に対応するため、平成20年度から分室を設け、よりよい保育環境を確保した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 小学校低学年児童がいる共働き世帯などの増加により、利用者数は、年々増加傾向にある。
【管理運営コスト】 利用者数の増加に応じて経費が増加した。
【使用料】 利用者数の増加に伴い、収入も増加した。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び質を充実させることが必要となる。そのため、指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図り、児童クラブの運営の基盤を強固なものとし、より安定した運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)
利用者数	—	43	53

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)
人件費	—	6,314,363	7,861,275
管理費	—	1,117,260	1,529,484
事業費	—	1,517,213	1,223,806
合計	—	8,948,836	10,614,565

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)
使用料	—	3,688,200	5,280,000

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)
コスト	—	208,112	200,275

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

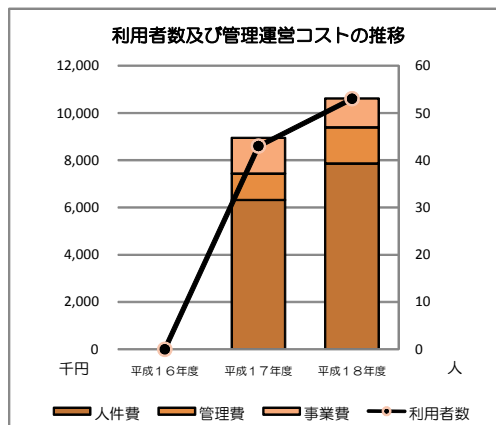
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	7	3.78

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)
保育スペース	—	53.00	63.00

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。平成16年度の稼働率のデータはありません。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{1年間の出席児童数}}{\text{1年間の在籍児童数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-15】

施設名	茅ヶ崎市緑が浜児童クラブ		施設所管課	保育課
施設の設置目的	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため			
所在地	富士見町2－13	設置年月日	昭和51年4月1日	
休所日	①日曜日②国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日③1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで。			
開所時間	小学校の授業終了時から午後6時までとする。ただし、学校の休業日(その日が前条の休所日に当たる日を除く。)にあっては、午前9時から午後6時までとする。			
建物規模	敷地面積	393 m ²	延べ床面積	68 m ²
	会議室等の内容	保育スペース・厨房・トイレ ※茅ヶ崎市松浪児童クラブとの併設		
指定管理者	特定非営利活動法人 ちがさき学童保育の会			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.10.1～H22.3.31	
施設の沿革	平成17年4月1日に松波児童クラブと分離した後、平成18年10月1日に現所在地に公設と同時に指定管理者制度で運営開始。			

1 指定管理業務の履行状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校低学年児童の健全な育成を図るため、児童クラブの良好な運営に努めている。指定管理者とは、定期的、あるいは随時に打ち合わせを行い、諸問題について解決を図っており、適正な管理運営がなされている。また、指導員についても、市及び県や各種団体の主催する研修への参加により資質の向上を図り、市民サービスの向上を目指している。

2 サービス提供の状況

児童クラブの入所の受付事務、入所の承認を行い、入所希望者への迅速な対応が可能となっている。また、指導員は日々の放課後児童の育成にあたるとともに、研修会への参加などにより、人材の資質の向上を図っている。これらにより、利用者のニーズへの素早い対応、また放課後児童の安全で安心な居場所作りに貢献している。また、緑が浜児童クラブは松浪児童クラブと併設されているため、合同でイベントを行うことができることから、小学校間の交流が活発に行われている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 児童クラブは、1学区に1施設を設置することが市の方針となっていることから、2学区分がエリアとなる当クラブを2クラブに分離したため、平成17年度は減少したが、利用者数は増加していく傾向にある。
【管理運営コスト】 平成18年度に公設化されたため、管理費が減少した。また、平成17年度にコスト総額が減額となっているのは、2クラブへの分割による入所児童数の減に伴い、指導員数が減少し、人件費が減となったことによる。
【使用料】 利用者数に応じて、収入が増減している。

4 今後の業務改善に向けた考え方

将来の入所児童数増加に対応するため、指導員の配置数及び質を充実させることが必要となる。そのため、指導員の待遇面を中心に指定管理料の見直しを図り、児童クラブの運営の基盤を強固なものとし、より安定した運営を目指す。

資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)
利用者数	64	26	50

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)
人件費	8,784,344	4,908,379	8,972,816
管理費	2,818,057	2,644,710	1,433,639
事業費	1,692,090	1,067,409	1,280,046
合計	13,294,491	8,620,498	11,686,501

●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)
使用料	4,693,900	1,884,900	4,190,500

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)
コスト	207,726	331,558	233,730

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

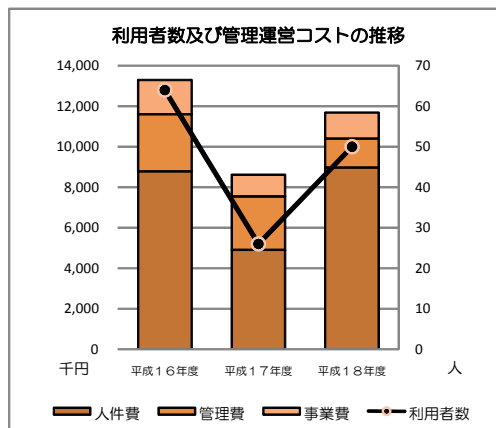
項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	7	4.22

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (管理委託・指定管理者)
保育スペース	53.00	63.00	58.00

※茅ヶ崎市児童クラブは出席率とします。

$$\text{※出席率} = \frac{\text{1年間の出席児童数}}{\text{1年間の在籍児童数}}$$



※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

【施設番号 4-16】

施設名	茅ヶ崎市福祉会館		施設所管課	福祉総務課
施設の設置目的	市民の福祉の増進及び福祉活動の育成発展を図るため			
所在地	中海岸2-2-42	設置年月日	昭和45年5月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時(7月から9月までにあっては、午前8時30分)から午後9時までとする。			
建物規模	敷地面積	3,933 m ²	延べ床面積	1,852 m ²
	会議室等の内容	ホール、大広間、集会室1から7		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.4.1～H20.3.31	
施設の沿革	昭和45年5月開設。平成18年度に指定管理者制度に移行。			

1 指定管理業務の履行状況

施設の使用の承認に関する業務及び、施設等の維持管理に関する業務等を指定管理者が行っている。管理運営会議を通して、指定管理者との相互理解、意思の疎通を図っており、適正な管理運営がなされている。

2 サービス提供の状況

指定管理者制度導入により、施設の使用の承認、変更、取消し、利用料金の減免等を指定管理者が行うこととなり、これらの手続をその場で行うことができるようになったので利用者の利便性が向上した。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 福祉団体以外の団体や有料の講師を招き福祉活動を行う団体の利用の増加等により、平成18年度の利用者数は、対前年度比約6%増加した。
【管理運営コスト】 施設の稼働率の上昇等により平成18年度の管理費は対前年度比約7%増加したが、平成18年度の人件費は館長を除く職員を嘱託職員としたことにより対前年度比約14%減少した。
【使用料】 福祉団体以外の団体や有料の講師を招き福祉活動を行う団体の利用の増加等により、平成18年度の使用料は対前年度比約1割増加した。

4 今後の業務改善に向けた考え方

利用者の多くが高齢者や障害者であり、この点に配慮した管理運営と施設の改良を進めていくことが利用者の満足度の向上と利用者数の増加につながるものと考え。具体的には、点字ブロックの増設や表示板の見直し等を検討する。

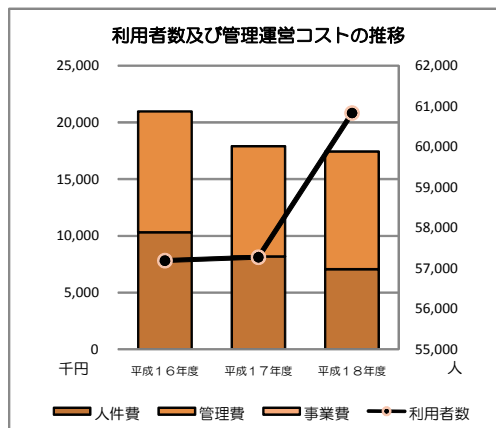
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	57,189	57,272	60,835

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	10,317,967	8,191,947	7,060,996
管理費	10,647,683	9,702,545	10,378,140
事業費	—	—	—
合計	20,965,650	17,894,492	17,439,136



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	754,920	744,970	827,730

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	367	312	287

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	1	4	3.48

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
ホール	55.45	56.21	62.00
大広間	23.86	24.51	30.00
集会室1	32.24	33.88	38.89
集会室2	24.51	20.92	22.22
集会室3	28.21	28.00	27.67
集会室4	23.75	28.87	26.44
集会室5	25.82	25.82	27.89
集会室6	20.59	22.11	22.78
集会室7	21.79	23.86	58.11

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 4-17】

施設名	茅ヶ崎市老人憩の家（皆楽荘）		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	老人の教養の向上及び心身の健康増進を図るため			
所在地	堤 1 9 2 8－1	設置年月日	昭和54年3月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,356 m ²	延べ床面積	330 m ²
	会議室等の内容	大広間、和室、多目的室、訓練室（ヘルストロン）		
指定管理者	財団法人 茅ヶ崎市都市施設公社			
指定管理者制度導入年度	平成 1 8 年度	指定管理期間	H18.4.1～H20.3.31	
施設の沿革	昭和54年開設。平成18年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を図るため、施設の維持管理に努めている。特に市民の意見や要望を取り入れるため、意見箱を設置し、利用者の満足度を高めるようにしている。また、指定管理者と情報交換の機会を設け、条例・規則を遵守し、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

施設の貸館業務（和室・大広間）については、受付場所と申請場所が同一になったため、利用者の利便性が向上した。また、指定管理者が複数の施設を管理していることから、従業者に対し指定管理者内で研修を実施し、接遇の向上に努めている。また、維持管理については、指定管理者が指定管理委託料の範囲内で修繕を行い維持管理に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成16年度と平成17年度の利用者は13,000人程度であったが、平成18年度は17,331人と増加傾向になった。
【運営コスト】 平成18年度に指定管理者制度を導入したことにより、人件費を公社職員（業務職員）から臨時職員に変更したため施設管理に関する委託料を削減することができた。
【使用料】 平成18年度の利用料金収入については、平成17年度の使用料収入と比較すると約8千円の増額である。

4 今後の業務改善に向けた考え方

指定管理業務について、利用者の利便性の向上のために指定管理者とのモニタリングを年4回以上実施し業務の改善点等に係る情報交換に努める。
また、施設の維持管理について、必要以上の修繕を行わないために日々の点検を強化し、指定管理者によって対応が可能な場合は、迅速な対応ができるよう指導する。
サービス提供について、利用者との意見交換会を年2回以上実施するとともに施設内に意見箱を設置し利用者の意見・要望を把握するよう指導する。
利用者数について、施設の空室を減らし利用率を向上させるために、会館の会報や利用案内を作成して利用者（65歳以上の人）の活動場所等に配布する等、広報活動を強化するよう指導する。

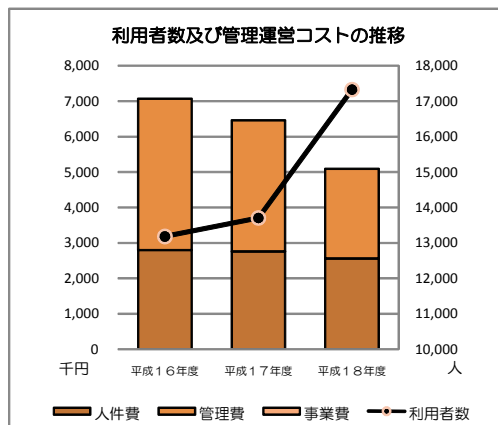
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	13,183	13,704	17,331

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	2,797,941	2,757,792	2,563,352
管理費	4,273,400	3,703,265	2,526,835
事業費	—	—	—
合計	7,071,341	6,461,057	5,090,187



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	14,600	10,600	18,500

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	536	471	294

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	3	1.37

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
大広間	—	—	66.70
和室	—	—	30.40

※平成16年度及び平成17年度の稼働率のデータはありません。

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 4-18】

施設名	茅ヶ崎市老人憩の家(浜須賀会館)		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	老人の教養の向上及び心身の健康増進を図るため			
所在地	松が丘2-8-63	設置年月日	昭和59年4月25日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	開館時間は、午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,316 m ²	延べ床面積	271 m ²
	会議室等の内容	大広間、和室、会議室 ※地域集会施設(浜須賀会館)との複合施設		
指定管理者	浜須賀会館管理運営委員会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	昭和59年開設。平成17年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を図るため、施設の維持管理に努めている。また、指定管理者と情報交換の機会を設け、条例・規則を遵守し、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

施設の貸館業務(和室・大広間・会議室)については、受付場所と申請場所が同一になったため、利用者の利便性が向上した。また、ラウンジを一般開放したことにより予約をすることなく囲碁や将棋を行えるようになった。地域集会施設を併設していることもあり、年に1回の浜須賀会館祭りを実施することにより地域に開かれた施設となっている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成16年度は利用者が20,173人であったが、平成17年度及び平成18年度は17,500人前後となっている。
【管理運営コスト】 指定管理者の導入にともない、地域集会施設との費用の按分方法を変更したため、平成17年度から人件費を計上することとした。
【使用料】 平成16年度以降の使用料については増加傾向にある。

4 今後の業務改善に向けた考え方

指定管理業務について、利用者の利便性の向上のために指定管理者とのモニタリングを年4回以上実施し業務の改善点等に係る情報交換に努める。
また、施設の維持管理について、必要以上の修繕を行わないために日々の点検を強化し、指定管理者によって対応が可能な場合は、迅速な対応ができるよう指導する。
サービス提供について、利用者との意見交換会を年2回以上実施するとともに施設内に意見箱を設置し利用者の意見・要望を把握するよう指導する。
利用者数について、施設の空室を減らし利用率を向上させるために、会館の会報や利用案内を作成して利用者(65歳以上の人)の活動場所等に配布する等、広報活動を強化するよう指導する。

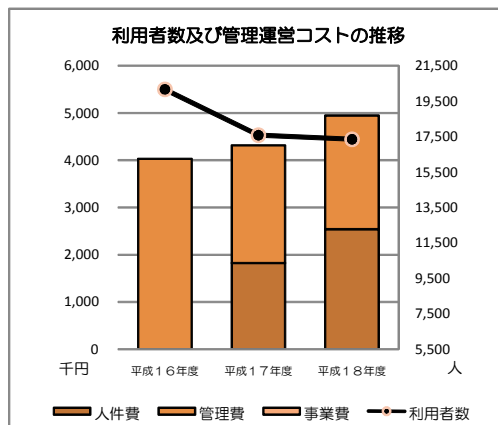
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	20,173	17,583	17,352

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	—	1,826,589	2,542,693
管理費	4,032,131	2,487,498	2,406,248
事業費	—	—	—
合計	4,032,131	4,314,087	4,948,941



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	42,350	42,800	54,100

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	200	245	285

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	6	1.17

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
大広間	—	53.30	58.40
和室	—	33.10	34.30
会議室	—	14.80	20.60

※平成16年度の稼働率のデータはありません。

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 4-19】

施設名	茅ヶ崎市老人憩の家（萩園いこいの里）		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	老人の教養の向上及び心身の健康増進を図るため			
所在地	萩園1215-4	設置年月日	平成13年12月1日	
休館日	①月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。			
開館時間	開館時間は、午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。			
建物規模	敷地面積	1,199 m ²	延べ床面積	907 m ²
	会議室等の内容	大広間、和室、会議室、娯楽スペース ※萩園ケアセンター及び萩園市民窓口センターとの複合施設		
指定管理者	社会福祉法人 翔の会			
指定管理者制度導入年度	平成18年度	指定管理期間	H18.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成13年開設。平成18年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を図るため、施設の維持管理に努めている。特に市民の意見や要望を取り入れるため、施設の利用者と懇談会を年2回ほど実施し、利用者の満足度を高めるようにしている。また、指定管理者と情報交換の機会を設け、条例・規則を遵守し、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

施設の貸館業務については、受付場所と申請場所が同一になったため、利用者の利便性が向上した。指定管理者の提案により、図書コーナーの設置や利用者懇談会の開催などにより施設利用の利便性の向上に努め利用者が増加傾向にある。また、ラウンジ等の余剰スペースを活用し演奏会などのイベントを開催するなど地域に根ざした運営を実施している。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成16年度以降は増加傾向となっている。
【運営コスト】 平成16・17年度における建物維持管理に関する委託費用について、萩園ケアセンターと按分方法を変更した。また、平成18年度の指定管理者導入にともない、光熱水費の按分方法についても変更した。
【使用料】 減免件数の増加により、平成18年度の使用料収入は減少した。

4 今後の業務改善に向けた考え方

指定管理業務について、利用者の利便性の向上のために指定管理者とのモニタリングを年4回以上実施し業務の改善点等に係る情報交換に努める。
また、施設の維持管理について、必要以上の修繕を行わないために日々の点検を強化し、指定管理者によって対応が可能な場合は、迅速な対応ができるよう指導する。
サービス提供について、利用者との意見交換会を年2回以上実施するとともに施設内に意見箱を設置し利用者の意見・要望を把握するよう指導する。
利用者数について、施設の空室を減らし利用率を向上させるために、会館の会報や利用案内を作成して利用者(65歳以上の人)の活動場所等に配布する等、広報活動を強化するよう指導する。

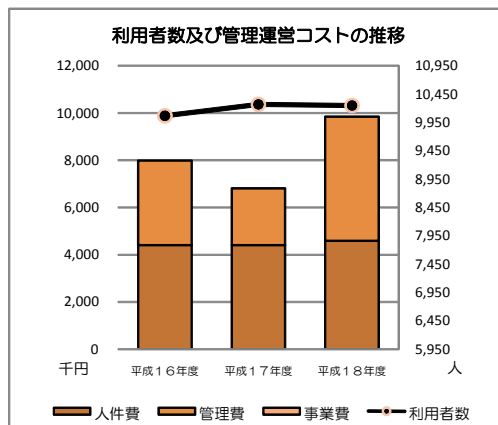
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	10,070	10,269	10,250

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	4,410,112	4,413,964	4,591,180
管理費	3,573,745	2,394,332	5,256,020
事業費	—	—	—
合計	7,983,857	6,808,296	9,847,200



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	8,050	11,050	6,200

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	793	663	961

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	5	2.80

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (管理委託)	平成18年度 (指定管理者)
大広間	—	—	58.50
和室	—	—	18.00
会議室	—	—	28.20

※平成16年度及び平成17年度の稼働率のデータはありません。

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 4-20】

施設名	茅ヶ崎市老人福祉センター		施設所管課	高齢福祉介護課	
施設の設置目的	老人の教養の向上及び心身の健康増進を図るため				
所在地	新栄町1 3－4 4農協ビル3階		設置年月日	昭和58年1月8日	
休館日	①第2月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。②1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで。				
開館時間	午前9時から午後9時(7月から9月までにあっては、午後9時30分)までとする。				
建物規模	敷地面積	－ m ²		延べ床面積	590 m ²
	会議室等の内容	大広間、第1和室、第2和室、第1会議室、第2会議室、第3会議室			
指定管理者	社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会				
指定管理者制度導入年度	平成17年度		指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	昭和58年開設。平成17年度より指定管理者制度を導入。				

1 指定管理業務の履行状況

高齢者の教養の向上及び心身の健康増進を図るため、施設の維持管理に努めている。特に市民の意見や要望を取り入れるため、意見箱を設置し、利用者の満足度を高めるようにしている。また、指定管理者と情報交換の機会を設け、条例・規則を遵守し、仕様書、協定書等に定める業務について、相互の意思確認をもとに、適正な管理運営が行われている。

2 サービス提供の状況

施設の貸館業務(和室・大広間・会議室)については、受付場所と申請場所が同一になったため、利用者の利便性が向上した。また、維持管理については、簡易な修繕(障子の張り替え等)は指定管理者が実施することにより修繕料の削減に努めている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成16年度以降は利用者数が増加傾向となっている。
【運営コスト】 平成17年度は指定管理者制度の導入より、老人福祉センター(農協ビル3階)に専用の受付窓口を設置したため通信運搬費が前年度より増額となった。平成18年度は横ばい状態となっている。
【使用料】 平成16年度以降の使用料の減少は、高齢者団体の利用の増加に伴う一般団体の利用の減少による。

4 今後の業務改善に向けた考え方

指定管理業務について、利用者の利便性の向上のために指定管理者とのモニタリングを年4回以上実施し業務の改善点等に係る情報交換に努める。
また、施設の維持管理について、必要以上の修繕を行わないために日々の点検を強化し、指定管理者によって対応が可能な場合は、迅速な対応ができるよう指導する。
サービス提供について、利用者との意見交換会を年2回以上実施するとともに施設内に意見箱を設置し利用者の意見・要望を把握するよう指導する。
利用者数について、施設の空室を減らし利用率を向上させるために、会館の会報や利用案内を作成して利用者(65歳以上の人)の活動場所等に配布する等、広報活動を強化するよう指導する。

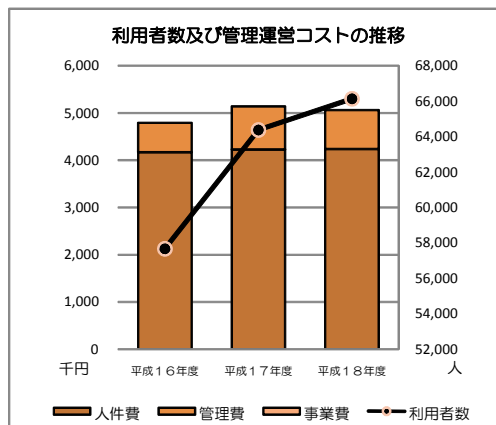
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	57,670	64,378	66,138

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	4,171,065	4,230,185	4,236,626
管理費	619,140	910,581	826,718
事業費	—	—	—
合計	4,790,205	5,140,766	5,063,344



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	46,200	7,300	2,900

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	83	80	77

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	—	7	2.27

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
大広間	—	—	77.90
第1和室・第2和室	—	—	49.80
第1会議室	—	—	66.60
第2会議室	—	—	43.60
第3会議室	—	—	67.10

※平成16年度及び平成17年度の稼働率のデータはありません。

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 4-21】

施設名	茅ヶ崎市松林ケアセンター		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図るため			
所在地	松林3-9-28	設置年月日	平成10年12月1日	
休館日	①第2日曜日及び第4日曜日②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,702 m ²	延べ床面積	715 m ²
	会議室等の内容	1階：相談室、食堂、浴室、日常動作訓練室、介護機器展示コーナー、 2階：介護者教育室、会議室 ※市営松林住宅（シルバーハウジング）と併設		
指定管理者	社会福祉法人 慶寿会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成10年12月に茅ヶ崎市営松林住宅（高齢者向け住宅）との複合施設として建設された。平成17年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。地域の高齢者が住み慣れた家庭環境のなかで安心して老後を送ることができるよう、介護ニーズの把握とそれに相応しいサービスの提供に努めている。今後は4半期ごとに、指定管理者と連絡調整する機会を設けるようにする。

2 サービス提供の状況

介護保険法に基づく通所介護事業（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、居宅介護支援（ケアマネジメント）および施設の維持管理を行っている。通所介護の利用定員は30名である。また、介護保険外のサービスについても、市及び関係機関等と連携して地域の高齢者および介護者に対して相談や助言を行い、高齢者の不安や介護者の悩みを解消する一助となっている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 平成18年度は、通所介護の利用者が前年度比約1,700人の増加となった。訪問介護、居宅介護事業を含めた利用者の推移はやや減少している。
【管理運営コスト】 平成18年度は、前年度約1,100万円のコスト削減となった。原因としては、訪問介護事業のヘルパーが減員したことと、残業が減少したことによる人件費の削減があげられる。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

通所介護（デイサービス）を実施している民間の事業所が増えている中、公設のケアセンターという特色を生かして、市及び関係機関等と連携し、地域の高齢者福祉の向上のために努める。具体的には、地域の高齢者や介護者に対しての相談・助言や、地元の小中学校との交流、介護実習生の受け入れ等について積極的に取り組み、地域に開かれた施設として住民に親しまれるよう、事業展開していく。

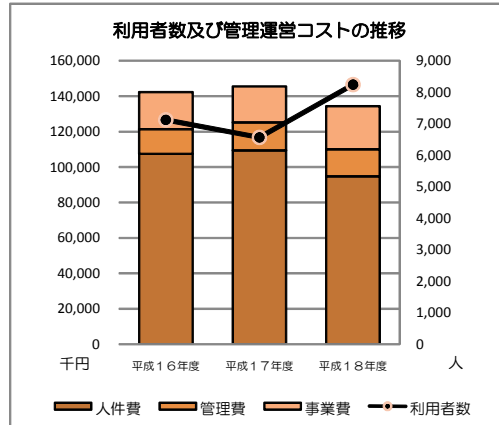
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	7,123	6,565	8,244

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	107,534,794	109,405,446	94,735,385
管理費	13,799,684	15,840,942	15,303,556
事業費	20,903,389	20,241,493	24,314,465
合計	142,237,867	145,487,881	134,353,406



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	19,969	22,161	16,297

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	14	34	25.62

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
相談室	40.00	40.00	40.00
食堂・浴室・日常動作訓練室	77.60	71.50	88.60

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 4-22】

施設名	茅ヶ崎市元町ケアセンター		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図るため			
所在地	元町１０－３３	設置年月日	平成13年12月1日	
休館日	①第2日曜日及び第4日曜日②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,127 ㎡	延べ床面積	527 ㎡
	会議室等の内容	介護機器展示コーナー、浴室、介護者教育室、相談室、日常動作訓練室、食堂		
指定管理者	社会福祉法人 麗寿会			
指定管理者制度導入年度	平成17 年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成13年12月に茅ヶ崎地区コミュニティセンター、在宅介護支援センター、子どもの家茅っ子（かやっこ）との複合施設として建設された。平成17年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。地域の高齢者が住み慣れた家庭環境のなかで安心して老後を送ることができるよう、介護ニーズの把握とそれに相応しいサービスの提供に努めている。今後は4半期ごとに、指定管理者と連絡調整する機会を設けるようにする。

2 サービス提供の状況

介護保険法に基づく通所介護事業（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、居宅介護支援（ケアマネジメント）および施設の維持管理を行っている。通所介護の利用定員は25名である。また、介護保険外のサービスについても、市及び関係機関等と連携して地域の高齢者および介護者に対して相談や助言を行い、高齢者の不安や介護者の悩みを解消する一助となっている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 各年度を通して利用者数は減少傾向にある。原因としては、市の地域支援施策として委託事業となった特定高齢者事業の実施により、デイサービス事業の日数が減少したことが挙げられる。
【管理運営コスト】 平成17年度から職員体制を変更し、常勤のケアマネージャーを増員した事などから、人件費が増加している。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

通所介護（デイサービス）を実施している民間の事業所が増えている中、公設のケアセンターという特色を生かして、市及び関係機関等と連携し、地域の高齢者福祉の向上のに努める。具体的には、地域の高齢者や介護者に対しての相談・助言や、地元の小中学校との交流、介護実習生の受け入れ等について積極的に取り組み、地域に開かれた施設として住民に親しまれるよう、事業展開していく。

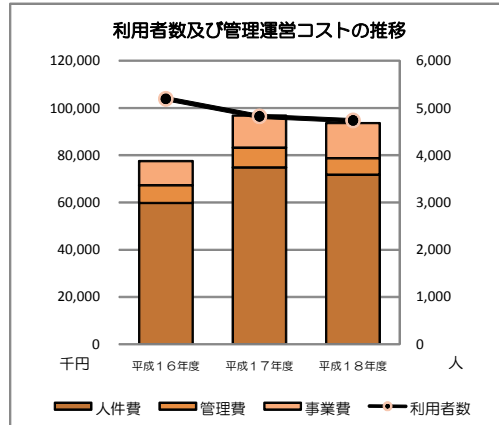
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	5,195	4,824	4,737

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	59,777,978	74,866,628	71,713,001
管理費	7,581,598	8,345,224	7,077,527
事業費	10,215,892	13,563,958	14,805,135
合計	77,575,468	96,775,810	93,595,663



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	14,933	20,061	19,758

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	8	12	11.81

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
介護者教育室	33.00	33.00	33.00
食堂・浴室・日常動作訓練室・相談室	67.20	67.50	73.70

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

【施設番号 4-23 】

施設名	茅ヶ崎市萩園ケアセンター		施設所管課	高齢福祉介護課
施設の設置目的	介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図るため			
所在地	萩園1215-4	設置年月日	平成13年12月1日	
休館日	①第2日曜日及び第4日曜日②1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。			
開館時間	午前8時30分から午後5時までとする。			
建物規模	敷地面積	1,198 m ²	延べ床面積	905 m ²
	会議室等の内容	介護機器展示スペース、相談室・介護相談室、食堂、日常動作訓練室、浴室		
指定管理者	社会福祉法人 翔の会			
指定管理者制度導入年度	平成17年度	指定管理期間	H17.4.1～H21.3.31	
施設の沿革	平成13年12月に萩園いこいの里、萩園市民窓口センターとの複合施設として建設された。平成17年度より指定管理者制度を導入。			

1 指定管理業務の履行状況

介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の増進を図ることを目的とする。地域の高齢者が住み慣れた家庭環境のなかで安心して老後を送ることができるよう、介護ニーズの把握とそれに相応しいサービスの提供に努めている。今後は4半期ごとに、指定管理者と連絡調整する機会を設けるようにする。

2 サービス提供の状況

介護保険法に基づく通所介護事業（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、居宅介護支援（ケアマネジメント）および施設の維持管理を行っている。通所介護の利用定員は25名である。また、介護保険外のサービスについても、市及び関係機関等と連携して地域の高齢者および介護者に対して相談や助言を行い、高齢者の不安や介護者の悩みを解消する一助となっている。

3 利用者数、管理運営コスト及び使用料の推移

【利用者数】 各年度を通して通所介護の利用者は約5,500人前後である。訪問介護、居宅介護事業を含めた利用者の推移はやや減少傾向にある。
【管理運営コスト】 平成17年度は前年度比約1,300万円のコスト減になった。その原因は、主に人件費の削減である。制度改正による介護報酬の減収に伴い、法定範囲内で訪問介護の登録ヘルパーや通所介護職員を減員したためである。
【使用料】 設定なし

4 今後の業務改善に向けた考え方

通所介護（デイサービス）を実施している民間の事業所が増えている中、公設のケアセンターという特色を生かして、市及び関係機関等と連携し、地域の高齢者福祉の向上のために努める。具体的には、地域の高齢者や介護者に対しての相談・助言や、地元の小中学校との交流、介護実習生の受け入れ等について積極的に取り組み、地域に開かれた施設として住民に親しまれるよう、事業展開していく。

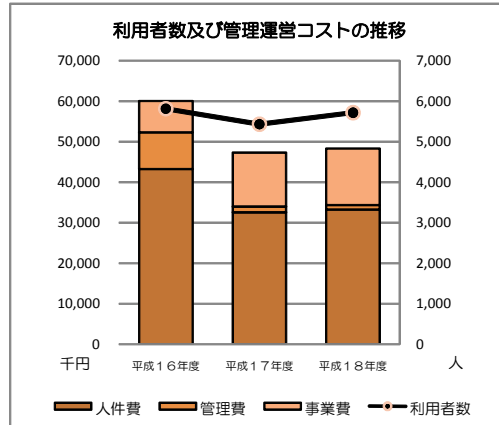
資料

●利用者数 (単位：人)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
利用者数	5,814	5,433	5,717

●管理運営コストの内訳 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
人件費	43,249,958	32,609,732	33,279,221
管理費	9,068,290	1,375,882	1,114,754
事業費	7,744,450	13,291,820	13,944,189
合計	60,062,698	47,277,434	48,338,164



●使用料収入 (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
使用料	—	—	—

●利用者一人あたりのコスト (単位：円)

項目	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
コスト	10,331	8,702	8,455

※利用者一人あたりのコストは管理運営コストの合計を利用者数で割ったもので、小数点第1位を四捨五入して記載しています。

●常勤職員換算後の人数 (単位：人)

項目	職員等	臨時職員等	常勤換算後の人数
人数	2	15	10.25

※常勤職員換算後の人数は平成18年10月のもので、小数点第3位以下を切り捨てて記載しています。

●施設の稼働率 (単位：%)

施設名	平成16年度 (管理委託)	平成17年度 (指定管理者)	平成18年度 (指定管理者)
相談室	25.00	25.00	25.00
介護相談室	25.00	25.00	25.00
食堂・浴室・日常動作訓練室	76.20	70.80	74.20

$$\text{※稼働率} = \frac{\text{1年間に利用があった使用区分の数}}{\text{1年間の利用可能な使用区分の数}}$$

※「使用区分」とは、午前、午後、夜間などで区切った時間帯です。

指定管理者制度を導入した施設の管理運営状況に関する報告書【平成１９年度版】
平成２０年（２００８年）７月発行 １００部

発行 茅ヶ崎市

編集 企画部行政管理課地方分権担当

〒２５３－８６８６

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目１番１号

電話 ０４６７－８２－１１１１

FAX ０４６７－８７－８１１８

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

メールアドレス gyouseikanri@city.chigasaki.kanagawa.jp